

令和七年三月

横浜の文化財

二十九

— 横浜市文化財調査概報 —

横浜市教育委員会

はじめに

横浜市では、市民の文化の向上に資するため、また、横浜の歴史を正しく理解するうえで欠かせない市内の文化財について調査を進め、文化財基礎資料を作成しております。

『横浜の文化財』は調査成果を報告するもので、昭和五十二年三月以来刊行を続けています。本号には、令和五年度から六年度にかけて実施した調査を中心に概要を収録しました。

市民の皆様が郷土文化や歴史・文化財をご理解いただく一助となり、更に文化財を通して地域の魅力向上、景観形成、観光資源の創出等、地域の発展につながれば幸いです。

おわりに、調査の実施に対して御協力いただきました各社寺及び各機関の方々、御多忙の中、調査に当たられた調査員の方々に深く御礼申し上げます。

令和七年三月

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課

目次

はじめに	1
目次・凡例	2
横浜市文化財調査員等名簿・文化財調査経過	3
調査報告	
彫刻	
木造釈迦如来坐像 寶林寺（南区）	4
木造釈迦如来および右脇侍像 東漸寺（磯子区）	6
文書	
印融授与覚日伝法許可状 宝生寺（南区）	10
書跡・典籍	
仏垂般涅槃略説教誡経（仏遺教経） 大本山總持寺（鶴見区）	13
正法眼蔵 諸法実相 大本山總持寺（鶴見区）	14
「惣持寺」額字 伝藤原行房筆 大本山總持寺（鶴見区）	15
建造物	
松尾神社本殿 松尾神社（戸塚区）	18
篠塚八幡社本殿 松尾神社（戸塚区）	26
坂本第六社本殿 第六社（戸塚区）	32
松尾神社本殿・篠塚八幡社本殿・坂本第六社本殿が揃って残ったことの意味	37

凡例

- 一、『横浜の文化財―横浜市文化財調査報告書―』二九号には、令和五年度から六年度にかけて実施した文化財調査を中心に、その概要を収録した。
- 一、収録文化財の配列は各分野内において調査順による。
- 一、記述中の異体字・略体字等は一部をのぞき常用漢字ないし正字に改めた。
- 一、執筆は横浜市文化財保護審議会委員が担当し、各文末に執筆者名を示した。
- 一、掲載写真のうち彫刻は、萩原哉（横浜市文化財主任調査員）及び荒井孝則（写真技師）撮影による。
また、書籍・典籍の一部については、大本山總持寺宝蔵館嫡々庵より提供を受けた。
- 一、本号は監修を山本勉（横浜市文化財保護審議会会長）が、編集を花澤明優美（横浜市ふるさと歴史財団学芸員）が担当した。

調査員等名簿

任期 第18期 令和4年6月1日～令和6年5月31日	任期 第19期 令和6年6月1日～令和8年5月31日	地域文化財	考 古	記 念 物	無 形 ・ 民 俗	建 造 物	美 術 工 芸					主任調査員	調査員										
							彫 刻	石 造	典 籍	文 書	工 芸			絵 画									
		平野 卓治 (拡大考古兼務)	御堂島 正 (拡大考古兼務)	浜田 晋介 (地域文化財・拡大考古兼務) (第19期)	手塚 直樹 (地域文化財・拡大考古兼務) (第18期)	藤原 一繪 (世界遺産兼務)	服部 勉 (第18期)	鹿野 陽子 (第19期)	安室 知 (地域文化財兼務)	高橋 典子	大谷津早苗	吉田 鋼市 (拡大考古兼務) (第18期)	水沼 淑子	黒田 泰介 (拡大考古兼務) (第19期)	大野 敏	山本 勉	星野 玲子 (地域文化財・世界遺産兼務)	西岡 芳文 (世界遺産兼務)	久留島典子	加島 勝	相澤 正彦	萩原 哉 玉川大学 准教授	吉井 大門 横浜市歴史博物館 学芸員
																						梅沢 恵 共立女子大学 准教授	花澤明優美 横浜市歴史博物館 学芸員

文化財調査経過

令和五年度

宝生寺

(南区)

令和五年九月二十五日

寶林寺

(南区)

令和五年八月

松尾神社

(戸塚区)

篠塚八幡社

(戸塚区)

坂本第六社

(戸塚区)

令和六年三月五日

東漸寺

(磯子区)

令和六年六月十九日

大本山總持寺

(鶴見区)

彫刻

令和五年度に市指定文化財となった南区寶林寺釈迦如来坐像、同六年度に市指定文化財となった磯子区東漸寺釈迦如来および右脇侍像について報告する。

木造 釈迦如来坐像

寶林寺 臨濟宗円覚寺派 南区永田北一―六一九

本像は昭和五十二年度に横浜市文化財総合調査の対象となり、『横浜の文化財』二（一九七八年三月）に概要が報告され、その後、諸書にも紹介された。二〇〇八年八月、二〇一三年三月には横浜市文化財総合調査で再調査をおこない、その成果は『横浜の文化財』二四（二〇一五年三月）に報告した（執筆萩原哉）。二〇二一年一月―三月開催の横浜市歴史博物館「特別展横浜の仏像―しられざるみほとけ―」に出品し（展覧図録には萩原哉による解説がある）、その会期中および二〇二三年九月二十五日の調査の所見にもとづき、同年十二月十五日に横浜市指定文化財に指定した。

寶林寺本堂に安置される本尊。寶林寺は、『新編武蔵風土記稿』の記載によれば、円覚寺末で大雅省音（一四一九）を開山とし、服部玄庵（一五四〇）を開基とし、本堂に長二尺ほどの本尊釈迦を安置するという。本像は髪際高一尺五寸の三尺坐像だが、この「本尊釈迦」に該当するとみてよからう。

螺髪切り形。肉髻珠・白毫相をあらわす。耳垂部環状。三道相をあらわす。衲衣は左肩に懸かつて背面をおおい、右肩に少し懸かつて正面にまわり、上縁を折り返して再び左肩に懸かり端を背面に垂らす。両手屈臂。左は膝上に掌を仰ぎ、右は胸の高さに挙げ掌を前にして立てる。右足を外にして結跏趺坐する。

ヒノキとみられる針葉樹の割矧ぎ造りで、金泥塗り・彩色。一部に切金文様を認める。頭体幹部一材製。両耳後縁を通る線で前後に割矧ぎ、内割りをほどこしたうえで割首する。左肩以下の体側部、体部背面、右腰脇部、両脚部に別材を矧ぎ、それぞれ内割りをほどこす。左手首先別材矧ぎ。右腕は肩・肘先で別材を矧ぎ、上膊部は割矧ぎを用いて肉身と衣を分離するか。裳先別材矧ぎ。

表面は錆漆下地、黒漆塗り、白色地のうえ、肉身部は金泥塗りか。着衣部は彩色か。

左肘辺、同下方、右腰脇部後方に赤系の彩色地に切金文様の痕跡をわずかに認める。像内内割り面は丸刀目を残す。頭部内素地。体部内墨塗り。

肉髻珠・白毫（各水晶嵌入）、両耳垂部、左手首先、右肘先、脚部右踵辺填木、幹部材地付き後端補強材、表面仕上げの大部分（肉身部の金泥塗り、着衣部の古色塗り、地付きの布貼り漆塗り）、像内体部の墨塗り、各後補。光背（蓮弁形拳身光。高一〇・五〇cm。木製、漆箔・彩色。頭光に銅鏡嵌入）・台座（蓮華座。高四七・八cm。木製、漆箔）、各後補。像内首柄部後端中央に花押一、像内背部下方右端に「南無本師」と墨書する（像内墨塗りはこれを避ける）。墨書の時期は不明。

以前から指摘されてきたように、穏やかな平安後彫刻の作風を示し、割矧ぎ造りの手法にもその時期の特色を示すが、体部背面に一材を足して体軀の奥行きを増しているところや衣文の彫りが明快なところに、鎌倉時代への接近がうかがわれ、十二世紀第四四半期の製作と考えることができる。

像の表面は現状では肉身部が金泥塗り、着衣部が古色塗りにおおわれるが、着衣の腰部などに赤系の彩色とその上の切金文様を認めることができ、漆箔などによる皆金色の仕上げが一般的な如来彫像としては異色がある。肉身が金、衣が赤というのは、天台宗系統の仏像において伝統的な「朱衣金体」と称される彩色法であり、絵画では「赤釈迦」の通称で知られる京都・神護寺釈迦如来像（国宝）の着衣が鮮やかな朱であらわされ、精細な切金文様で飾られるのが思い起こされる。右脚を外にして結跏趺坐する吉祥坐の坐法は釈迦如来彫像としては異例で、両手先が後補であることに鑑みれば、来迎印を結ぶ阿弥陀如来像が後世に釈迦如来に改変された可能性もあるが、神護寺赤釈迦が吉祥坐であることも注意される。なお、像内背部下方の「南無本師」の「本師」は一般に釈迦如来をさす言葉であり、銘記は釈迦如来像のそれとして不自然ではない。（山本勉）

法量（単位cm）

像高一・九（一尺七寸一分） 髪際高四四・三（一尺四寸六分） 頂―顎
一七・四 面長一〇・〇 面幅一〇・四 耳張二・五 面奥二・七 胸奥（左）
一五・七 腹奥一八・一 肘張三四・〇 膝張四二・二 坐奥三五・六 膝高（左）
七・八 膝高（右）八・二



像底



銘記



木造 釈迦如来および右脇侍像

東漸寺 臨濟宗建長寺派 磯子区杉田一丁目九一―

年代が判明する中世禅宗様仏殿の最古例である東漸寺釈迦堂（神奈川県指定重要文化財）の須弥壇上に本尊として安置される釈迦三尊像のうちの中尊釈迦如来像と右脇侍迦葉像である。左脇侍阿難像の本体は戦後、盗難に遭い、現在は右脇侍像修理時に新造された像が補われている。

東漸寺は蘭溪道隆の高弟明窓宗鑑が他宗派の寺院をあらためて弘安六年（一二八三）三月以前に開かれた。釈迦三尊像が祀られる釈迦堂は、やはり蘭溪の法嗣で円覚寺第四世桃溪徳悟が住持であった正安三年（一三〇一）に、名越流北条氏の宗長が大檀那となつて建立されたものである（釈迦堂梁牌）。近世には本堂と呼ばれ、幕末の『新編武蔵風土記稿』には「本尊釈迦坐身長二尺四寸許、運慶作、阿難迦葉モ同作、立像ニテ長四尺許」と、阿難・迦葉を脇侍とする釈迦三尊像の存在が記されている。

釈迦如来像は禅定印を結ぶ等身大の坐像である。螺髪旋毛形。肉髻珠・白毫相をあらわす。耳垂部環状。三道相をあらわす。內衣・衲衣・覆肩衣を着ける。內衣は左胸から腹部にかけてあらわれる。覆肩衣は背部から右肩に懸かり腕をおおつて袖状に右膝に懸かり台座から垂下する。右脇腹でたるみ裏を見せて衲衣にたくし込まれる。衲衣は左肩に懸かつて背面をおおい、右肩に少し懸かつて正面にまわり、上縁を大きく折り返して再び左肩に懸かる。折り返しは正面から見ると左肘におよぶ。左胸で下層の衣を少し引き出して上層の縁に懸ける。衲衣の上層は脚部正面から左膝に懸かり台座から垂下する。台座正面では衲衣上層の垂下部の下に二段の衣垂下部があらわされ、上段は衲衣の下層、下段は裙と理解することが可能である。両手屈臂。腹前で両掌を重ねる。結跏趺坐すると思われるが、足の上下は判定できない。

右脇侍迦葉像は老貌の三尺像である。円頂。眉をひそめ、わずかに口を開き歯を見せる。眉尻の毛が長く垂れ、額に皺をあらわす。耳垂部環状。袈裟と裙を着ける。袈裟は左肩をおおい背面にまわつて上縁を折り返し、右肩をあらわにして右腋下を通つて正面にまわり（偏袒右肩）、上縁を折り返したまま再び左肩に懸かる。折り返しは

肘から垂れ腰辺の高さまで至る。裙は正面右脚内側で右前に打ち合わせる。両手屈臂。手先は胸前正面で合掌し第一指を立て他指を組む（外縛印）。頭をかがめ背をまるめて、右足をやや踏み出して立つ。両足を板の上に載せる。

二像はいずれもヒノキとみられる針葉樹の寄木造りで、玉眼を嵌入する。現在、中尊は一九八四年に、右脇侍は一九八三年に実施された修理の際に表面しあげが新補されているが、修理施工業者（明古堂）が作成した修理報告書と添付写真によって構造等の確認が可能である。

釈迦如来像は、頭体幹部を前後左右の四材より彫成し、内割りのうえ、着衣の襟に沿つて頭・胸部を体部から割削ぎ、正面二材はさらに三道下で割削ぐ（割首）。後頭部中央の短ぎ目に左右二材の襠材を挿む。左右肩以下の体側部は各前後二材短ぎ付け。内割りする。以上の材は上げ底式に像底を浅く削り残す。体部背面に地付きに達する左右三材を貼り付ける。左体側部外側地付きに小材を短ぐ。両脚部は横木前後二材を短ぎ、内割りする。螺髪木製植え付け。脚部材の上に左右袖口を短ぎ、両手首先を挿し込み短ぎとする。裳先中央は垂下部をふくめ別材短ぎ。裳先左右垂下部は各二材短ぎ。玉眼の押さえ板は左右別材。上下の縁を木釘で留める。像内は素地か。本来の像底は黒漆塗りか。玉眼は瞳黒。赤で縁取り。白目白。目頭・目尻を青くぼかす。白毫（水晶）後補。螺髪の約半数、肉髻珠（水晶）、像底開口部蓋板、各新補。表面のすべて（螺髪群青彩。その他錆漆下地。肉身部金泥塗り。眉・髭鬚、各墨描。唇朱彩色。着衣部漆箔。像底地付き部および裳先裏面黒漆塗り）新補（修理以前は後補の漆箔の上に肉身部にはベンガラ、着衣部には古色塗りがほどこされていた）。

右脇侍像は、左肩以下の体側部、右腕上膊をふくむ頭体幹部を前後左右の四材より彫成し、左右の短ぎ目の間には襠材を挿む。内割りのうえ、割首し、露出する左右脛以下を割削ぐ。面部正面に別材を短ぐ。右腕は肘・手首で短ぐ。左手首先短ぎ付け。足柄素地。像内は素地か。玉眼は瞳の中心黒。周囲は薄青色。白目白。目頭・目尻を赤くぼかすか。表面のすべて（錆漆下地。肉身部漆塗り。着衣部彩色・切金）新補（修理前は後補の泥下地彩色がほどこされていた）。

釈迦如来像の光背（二重円相。蓮弁形拳身光。高一六一・三 cm。木製。古色塗り）・台座（蓮華座。高八八・〇 cm。木製。漆塗り）、はいずれも後補。右脇侍像の台座（荷葉座・礼盤座。高三二・三 cm。木製。漆塗り。礼盤座に隅金具付き）も後補である（表

面仕上げは一九八三年の新補)。これと一对をなす左脇侍阿難本体は右脇侍修理時の明古堂による新補であるが(像高九九・八cm。木造。彩色)、台座(高二〇・九cm)は右脇侍分と同時の作である。

二像はその作風から南北朝時代初期、十四世紀半ばに近い頃の製作と考えられ、その時期は釈迦堂創建からは多少遅れるので当初からの本尊と断定することはできないが、当時の禅宗様仏殿の本尊の形式を示すものとして貴重である。

釈迦如来と左右の脇侍像、いわゆる釈迦三尊像では脇侍を二軀の菩薩像とするのが飛鳥時代以来の日本の伝統であるが、鎌倉時代にはいつて、おそらく中国の影響で仏弟子のうちから迦葉・阿難の二尊者を抽出して脇侍とする作例が禅宗寺院を中心にあらわれる(迦葉・阿難の左右の別は一定していない)。彫刻では、十三世紀後半の作と目される京都・東福寺仏殿像、元徳二年(一一三三)ないし三年の福島・楞嚴寺像などがその古例であり、南北朝時代初期には貞和三年(一一四七)七条仏師康俊作の和歌山・海雲寺像があるが、東漸寺釈迦堂像も比較的古い作例といえる。

坐形の如来像は鎌倉時代前期までの作例はほとんどが上半身には衲衣一枚を着ける姿であるが、鎌倉時代中期以降には本釈迦如来像のように、右肩をおおう覆肩衣を併用する作例が増加する。釈迦如来の印相は伝統的に施無畏与願の印を結ぶものが多いが、鎌倉後期以後には菩薩形の宝冠釈迦像を中心に禅定印を結ぶものが増え、本釈迦如来像のような通形の如来形像でも同様である。また、本釈迦如来像のように衣の袖や裾を台座に懸けて長く垂らす形式の仏菩薩像を「法衣垂下像」といい、その形式は中国宋元時代の絵画の形式を写して成立したものと考えられている。鎌倉時代中期に先駆的な表現がみられ、十四・十五世紀に鎌倉地方を中心とする関東で多くの作例が確認される。本釈迦如来像と同形の規準作例として、かつて鎌倉市・建長寺千龍庵に伝来した、康安二年(一一三六)運朝作の東京・光嚴寺釈迦如来像(東京都指定文化財)があるが、脚部や垂下部の着衣の表現が形式化している同像にくらべて本釈迦如来像の写実味のある表現が年代的に先行するのがわかる。

迦葉は「摩訶迦葉」「大迦葉」ともいうが、釈迦十大弟子の二で、「頭陀第一」(衣食住に関する修行に最も優れる)と称された。釈迦教団の長老として老相で、若年相の阿難と対比的にあらわされるのが常である。本迦葉像との比較に適した彫刻作例はかならずしも多くないが、鎌倉時代、十三世紀後半の作と目される東福寺仏殿釈迦三

尊像中の迦葉像とは同系統でありながらこれとくらべると、本迦葉像の表現はやや形式化した観が否めない。また、元徳二年ないし三年の福島・楞嚴寺、貞和三年の和歌山・海雲寺の各釈迦三尊像中の迦葉像とは、作風が異なり比較しにくいところがある。いずれにせよ、中尊釈迦如来像とは細部の彫法にも共通点があり、これと同時の作とみることに問題はない。

本二像の作家系統については、釈迦如来像を中心に考察することとなるが、中世におけるいわゆる法衣垂下像の形式が鎌倉地方で展開したことから、一連の作例を造った作家もこの地方で造像を継承した者とみられる。光嚴寺釈迦如来像の作者運朝もその一人で、観応二年(一一三二)の横須賀市・長安寺不動明王像の銘によれば、運慶五代としてその名があげられており、実際に運慶と師承関係があったかどうかは別として、たとえば、永仁二年(一一九四)に横浜市金沢区・光伝寺地藏菩薩像(神奈川県指定重要文化財)を造った康増などにも連なる、鎌倉を中心とする地域に定着していた運慶派仏師と考えられている。本二像の作者は、ややおとなしい作風に独特の個性があるが、運朝よりも一代ほど前の同系統の仏師の一人と考えてもよいであろう。

本二像は一九八〇年の神奈川県立博物館「特別陳列東漸寺」に出品され、中尊は南北朝時代の、右脇侍は室町時代の作として評価されたが(展覧小冊子に清水眞澄による解説がある)、一九八二年の横浜市文化財総合調査の際には対象となっていない。今回、二〇二四年三月五日の調査にもとづき、同年十一月二十五日に横浜市指定文化財に指定した。(山本勉)

法量(単位cm)

〔釈迦如来〕像高八四・六(二尺七寸九分) 髮際高七五・〇(二尺四寸八分) 頂
一顎二八・〇 面長一八・一 面幅一六・〇 耳張二一・三 面奥二三・六 胸奥
二九・〇 腹奥三五・〇 肘張五四・一 膝張六五・八 膝高(左)一五・〇(右)
一三・〇 裳裾垂下部高(左)四〇・七(右)三九・二〔右脇侍〕像高九三・八(三
尺一寸) 頂一顎一九・四 面幅九・九 耳張二・七 面奥一六・〇 胸奥(左)
一六・六(右)一六・一 腹奥一九・三 肘張三五・〇 裾裾張二九・八 足先開
二三・七



釈迦如来



釈迦如来および両脇侍像（新補の左脇侍阿難をふくむ）



右脇侍（迦葉）

文書

令和五年度に横浜市指定有形文化財に指定された南区宝生寺印融授与覚日伝法許可状について報告する。

印融授与覚日伝法許可状

宝生寺 高野山真言宗 南区堀ノ内町一―六八

横浜市南区堀ノ内町に所在する宝生寺は、青龍山宝金剛院と号し、古義真言宗（高野山派）に属する。通称は石川宝生寺。室町時代には当地の権力者の庇護を受け、「堀之内談所」「石川談義所」と呼ばれる真言宗の学問寺として重要な役割をもち、神奈川湊に近接する地の利を得て多数の学僧が往来する宗教的拠点となっていた。

幸いにも関東大震災・横浜大空襲の被害を免れ、江戸時代初期に再興された伽藍を残し、よく保存された境内林（神奈川県指定天然記念物）とともに古い景観を保っている。宝生寺には、中世以来受け継がれてきた美術工芸品（彫刻・絵画・工芸）がよく残されており、主要なものは横浜市指定文化財となっている。また宝生寺に伝来した文献資料は、「横浜」の地名の初見とされる嘉吉二年（一四四二）の寄進状や太田道灌書状をはじめとする中世文書が有名で、「宝生寺文書」（昭和六十三年指定、四卷二十五通。神奈川県立歴史博物館寄託）として横浜市指定文化財になっている。さらに寺内に保管される南北朝時代以降の宝生寺歴代住持の法脈伝授を証する印信は、文書とは別に「宝生寺印信集」（平成元年指定、一卷十通。神奈川県立金沢文庫寄託）として横浜市指定文化財となり、それ以外の仏教関係の典籍・写本類は一括して「宝生寺聖教」（平成二十八年指定、一九一〇点。神奈川県立金沢文庫寄託）として横浜市指定文化財になっている。なお当寺には近世以降の文書・典籍も相当数伝来しているが、まだ指定には至っていない。

このたび古書店を通じて出現したのち、宝生寺の所蔵となった「印融授与覚日伝法許可状」一通は次のような内容である。

当流大事悉以奉授覚日法印

殊別記并遍口両伝当流不共之

大事也努々可秘々々

文明十八年正月十一日印融（花押）

これは、三宝院流の授法にともなうて、流儀で最も秘伝とされている『別記』・『遍口鈔』を伝授し、秘蔵することを命じた印融自筆の切紙である。『遍口鈔』は醍醐寺成賢の口決を弟子の道教が筆録した秘伝書で、三宝院流道教方（地藏院流）で殊に重んじられた聖教である。『別記』は永暦元年（一一六〇）二月に醍醐寺座主・実運の末期に際してしたためた口伝『当流嫡々三重相承秘口決』をさすものと思われる。醍醐寺の勝賢・成賢によって伝えられ、印融が自筆で写し、京都遍照心院（大通寺）・洛南成就院に伝わったという来歴の写本が称名寺に伝来し、覚外題に「別記」と記されている（称名寺聖教一〇二函一号）。

「印融授与覚日伝法許可状」に見える『別記』・『遍口鈔』は両書ともに、残念ながら宝生寺聖教には伝わっていないが、龍華寺聖教（金沢区所在、横浜市指定有形文化財）には印融が融辨に授与した文明十年（一四七八）九月二十一日の識語をもつ『遍口鈔』一卷が伝わっており、その内容を類推することができる。また同年、三宝院流の秘伝書『灌頂口決（勝賢成賢口記）』を印融が光徳寺住持融恵に伝授した奥書には「雖当流不共之重書、依然止求法之志、以自筆写之」（当流不共の重書なりと雖も、求法の志黙止がたきに依り、自筆を以て之を写す）とあり、文言が共通している（称名寺聖教二九九函二号）。

室町時代の真言宗の学僧として多大な業績を残した印融（一四三五―一五一九）は、榎下観護寺・鳥山三会寺を本拠にして高野山に遊学し、東国の各地で活動した特筆すべき横浜の先人であるが、世俗的な書状は全く残っておらず、著述の中にも自らの経歴や庇護者について何も書き残していない。印融が生まれ、亡くなったと伝えられる観護寺の至近には榎下城があり、宅間上杉氏の本拠となっていたが、永享の乱において鎌倉公方・足利持氏に与同した上杉憲直は、永享十年（一四三八）に武州金沢にお

いて滅ぼされている。「印融授与覚日伝法許可状」に大きく記される印融の花押は、堂々とした高級な武家様であり、印融が生まれて間もなく滅亡した宅間上杉氏と何らかの関わりがあった可能性も推測せしめる。今まで印融の花押は聖教の奥書に小さく記された数点しか知られなかつたので、その意味でも貴重な資料と言えよう。

「印融授与覚日伝法許可状」一通は、以上の宝生寺伝来資料のうち「宝生寺印信集」と一具をなす法流伝授を証する資料であることが明らかである。

「宝生寺印信集」には、中興開山第一世・覚尊（六通）と第五世・覚日（四通）の伝法灌頂にともなう印信が残されている。いずれも三宝院流道教方の伝授にかかわる印信であるが、伝来するものは伝法灌頂に際して作られる印信の一部である。「印信集」に収められる覚日（？〜一四八九）の印信は、文明十八年（一四八六）正月十一日に印融から伝授されたものである。『三宝院伝法血脈』（『続群書類従』巻八四三）の印融附法の条には、

覚日〈本名長円。石川宝生寺〉

文明十八年丙午正月十一日〈鬼宿／水曜〉於石川宝生寺奉授之。当日秘密瑜祇灌頂奉授之。以後後日時嫡々不共大事奉令申合処也。

当流為資西院〈能一元一共二伝之〉并教相為師。互為師資之儀。恐如頼助与元瑜。

という記事があり、この日、宝生寺で印融から覚日への伝法が行なわれたことを裏付けている。末行に記されるように、覚日から印融へは西院流（能禅方・元瑜方）が伝授されており、『西院流血脈』（神奈川県立図書館所蔵・金子西明寺伝来印融自筆本）の覚日の条に、文明十三年（一四八一）正月十一日に石川宝生寺において印融への附法が行なわれたことが明記されている。印融と覚日は、三宝院流と西院流を相互に伝授しあう関係だったのである。

（西岡芳文）

【参考文献】

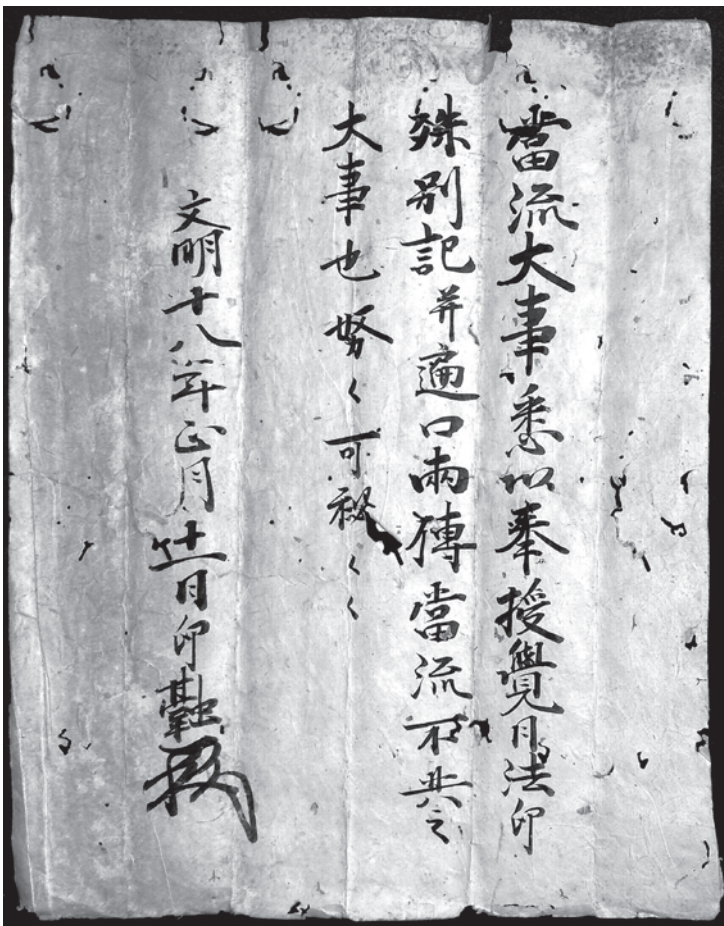
伊藤宏見『印融法印の研究〈伝記篇〉』上・下（私家版、一九七〇年・一九七一年）

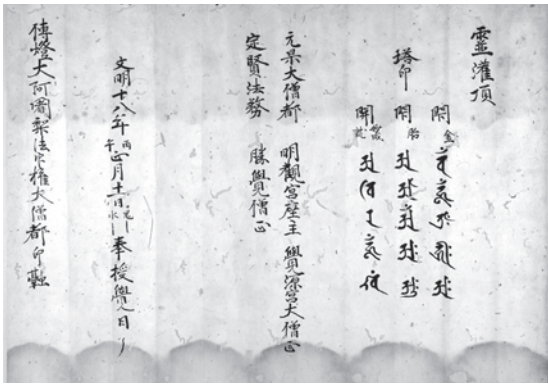
田島光男「西院流伝法灌頂相承血脈鈔について」（『三浦古文化』四〇、一九八六年）
横浜市歴史博物館編『特別展 中世よこはまの学僧 印融―戦国に生きた真言密教僧の足跡―』（横浜市歴史博物館、一九九七年）

西弥生「中世密教寺院と口決―道教撰『遍口鈔』を通して―」（『三田中世史研究』一〇、二〇〇三年）。西弥生『中世密教寺院と修法』（勉誠出版、二〇〇八年）第三章として収録）

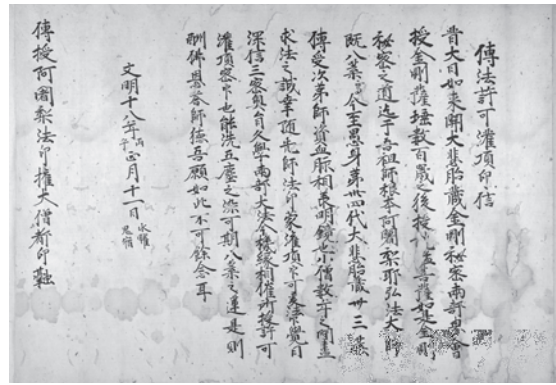
神奈川県立金沢文庫編『特別展 横浜の元祖 寶生寺―寶生寺聖教横浜市文化財指定記念―』（神奈川県立金沢文庫、二〇一七年）

印融授与覚日伝法許可状（宝生寺所蔵）

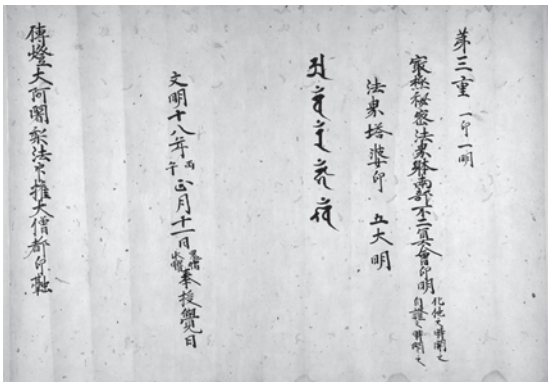




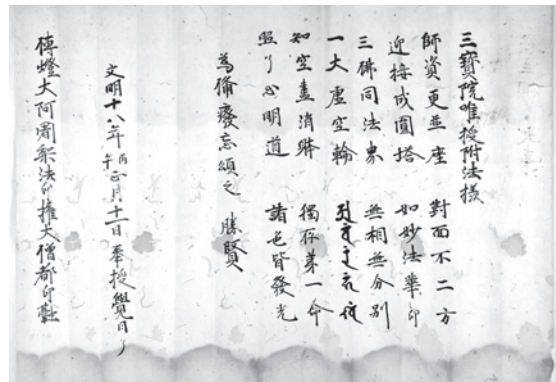
印融授与覚日靈灌頂印信



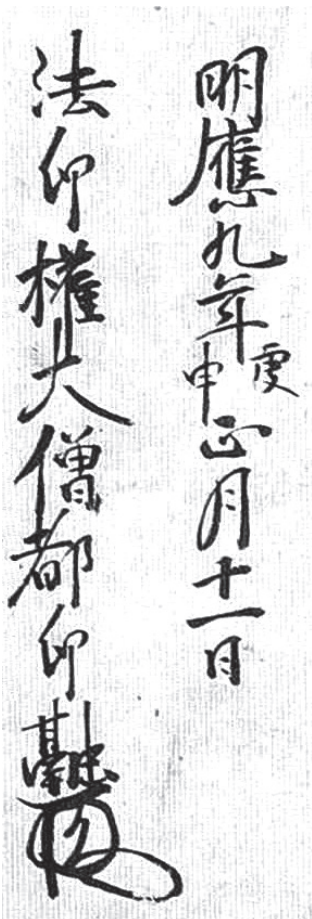
印融授与覚日伝法灌頂印信紹文



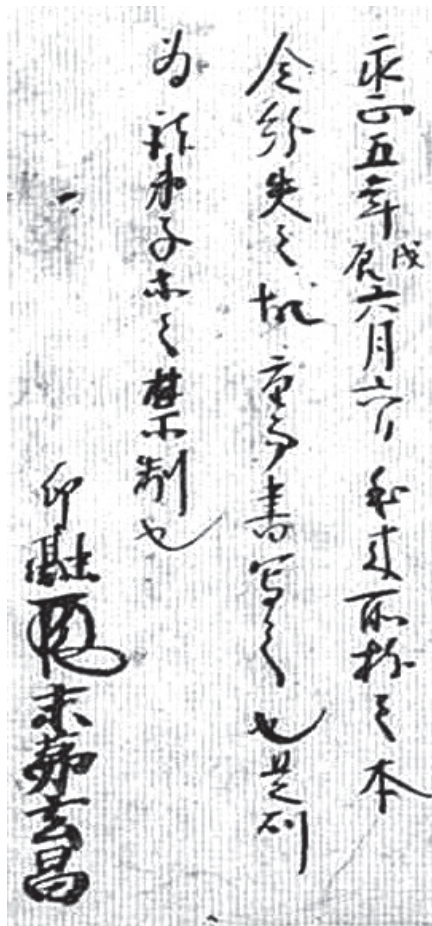
印融授与覚日三宝院流第三重印信



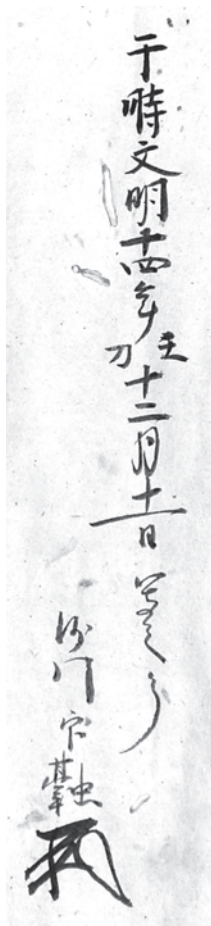
印融授与覚日三宝院流座主相承大事



『惣譜伝』自署部分（高野山釈迦文院所蔵、横浜市歴史博物館特別展図録『中世よこはまの学僧・印融』より）



『高祖制戒文』奥書（高野山釈迦文院所蔵、横浜市歴史博物館特別展図録『中世よこはまの学僧・印融』より）



『血脈類集記』第六奥書（龍華寺所蔵「龍華寺聖教」、横浜市歴史博物館特別展図録『中世よこはまの学僧・印融』より）

書籍・典籍

令和六年度に調査を実施した、鶴見区大本山總持寺所蔵の仏垂般涅槃略説教誡經・正法眼蔵・額字について報告する。仏垂般涅槃略説教誡經については、令和六年度横浜指定有形文化財に指定された。

仏垂般涅槃略説教誡經

大本山總持寺 曹洞宗大本山 鶴見区鶴見二一一一

曹洞宗大本山總持寺に伝来する宗祖道元（一一〇〇～一一五三）自筆と伝承される写經。この經典は、釈迦が入滅・涅槃を前にして、最期の教えとして、仏教徒が守るべき教誡を述べたとする内容。禪宗では「四十二章經」「滄山警策」と合わせて仏祖三經と呼び、本經は特に葬儀の法要でよく用いられる。

本資料は淡褐色を呈する楮打紙を用い、天界〇・三cm 地界一・六cmを空けて淡墨野を引く。界高不等二・二～二・四cm、界幅不等おおむね二cm。一行十七字。句点および見出し点は朱、返点は朱墨重ね書きにしている。一二点・上中下点・傍訓は本文と同筆。巻末に別紙識語を継ぐ。表紙、深緑地八つ藤唐草文様。表紙裏、金地に牡丹唐草空押し。水晶八角軸頭。

木箱の蓋上墨書「遺教經 永平和尚真蹟」底面「享保三戊戌年修補之」蓋裏面に青ゴム印ラベル「大本山總持寺什宝／昭和三十三年調査・第壹九壹号」側面に「大本山總持寺蔵」と印刷されたラベルに「伝承陽大師筆／遺經」と墨書。

巻末識語「此經者／永平開山和尚御筆也／總持寺丈室之公用／古室和尚寄附之／永享九年（丁巳）二月日誌之」。この識語の筆者は不明。古室和尚とは總持寺輪住第九〇代の古室法鑑（永享九年（一二三七）二月二十九日就任）という（岩井孝樹一九九二年）。

なお九月九日の文化財保護審議会美術工芸部会の現地調査当日、星野委員の御高配によって、鶴見大学文学部文化財学科の研究室においてデジタルマイクロスコープによる料紙透過光接写を実施することができた。その結果、本資料は楮の打紙を使用

していることが確認された。

本資料は總持寺が能登（石川県輪島市門前町）にあった時代に、輪住を勤めた禅僧から奉納された道元真筆と伝えられる經典である。全体に詳しい訓点・傍訓が付されており、鑑賞用の装飾経ではなく、学問を目的として読解用に写されたことが明らかである。書風、訓点およびカナの書体などから鎌倉時代の書写であると判断される。

本書が道元自筆かどうか長年にわたる議論があつたが、岩井孝樹氏による精緻な比較検討の結果、その可能性が高いものと認められている。その大きな根拠は、道元の高弟である寂円が開創した宝慶寺（福井県越前大野市）に伝来する「名越白衣舎示誡」一卷（福井県指定文化財、『道元禅師真蹟研究資料集』では「阿闍世王之六臣」として収録）と同筆と認められることである。この資料は「宝治二年（一一四八）戊申二月十四日書于相州鎌倉郡名超白衣舎」という奥書をもち、宝慶寺三世曇希（永平寺六世も兼務）が所持していたことを示す「薦福住持比丘曇希護持」（薦福は宝慶寺の山号）という識語が付されている。これは道元が鎌倉の名越において『大般涅槃經』の一文を抄出したもので、この前年より北条時頼に招かれて鎌倉に滞在していたことを示す資料としても知られている。

道元はそれから越前の永平寺に帰り、五年後の建長五年（一二五三）に病を得て上洛し、八月に示寂している。室町時代に編まれた道元の伝記『建徳記』によれば、末期を悟つた道元は、大著『正法眼蔵』の最後の巻として「八大人覺」を著しているが、それは『仏遺教經』に基づいて弟子たちへの教誡として書き残したものである。そのような経緯を考え合わせると、本書が晩年の道元によって写され、手許に置かれた書であった可能性を示唆するものである。

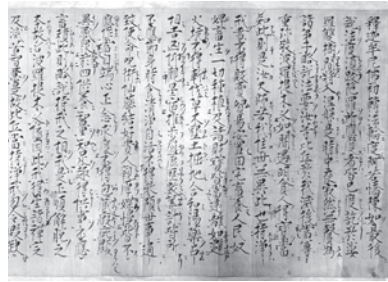
禅の極意である「不立文字」を主唱し、門弟たちにもそれを厳守させた道元には、確実な自筆本がきわめて少ない。永平寺と並ぶ曹洞宗の大本山である總持寺において、本書は宗祖直筆本として六百年近く大切に守られてきた什宝であり、本文の稀少性ととも、總持寺の歴史を裏付ける高い価値をもつ資料であると認められる。

（西岡芳文）

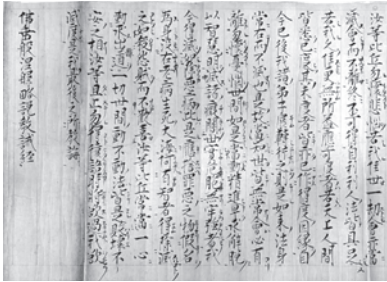
【参考文献】

- 『道元禪師真蹟研究資料集』（永平正法眼蔵蒐書大成別巻、大修館書店、一九八〇年）
- 岩井孝樹「道元の遺墨『仏遺教経』」（『仏教芸術』二〇二、一九九二年）
- 東隆眞「曹洞宗大本山總持寺蔵／伝道元禪師真筆」『仏垂般涅槃略説教誠経』（『駒沢女子大学研究紀要』八、二〇〇一年）
- 岩井孝樹『道元思想と書』（大法輪閣、二〇一九年。初出一九九二年）

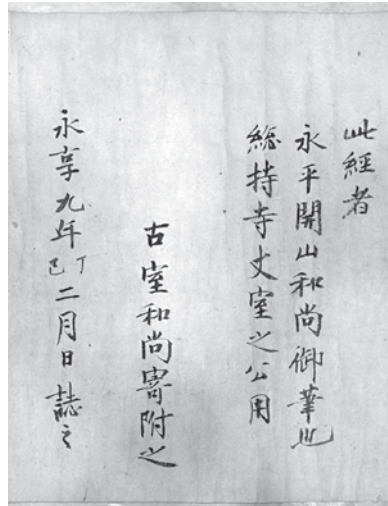
『仏垂般涅槃略説教誠経』巻頭
（大本山總持寺提供）



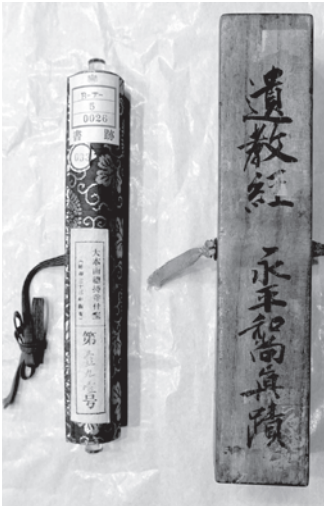
巻末



識語



収納箱蓋書・外觀



正法眼蔵 諸法実相

大本山總持寺 曹洞宗大本山 鶴見区鶴見二一一一

曹洞宗大本山總持寺に伝来する宗祖道元自筆と伝承される主著『正法眼蔵』のうち「諸法実相」巻の写本の断簡。「玄砂院宗一大師」から「次に聞鷲子（声）」までの六行。各行十七〜十九字前後。本紙は薄手の雁皮交り楮打紙を使用。横皺があり、二三行の間に錆のようなしみがある。原装不明（片面書の粘葉装か）。上部から中央にかけて虫穴があるが本紙にはかからず。牙軸の向かって右側を欠く。天地浅葱色染。中回し紫茶色牡丹唐草文様。一文字黄茶色唐草文様。全体に古びて剥離しかけた部分あり。題箋に「高祖大師御真筆 本山代官星野源五郎斯良殿薦／明治廿壹年秋表楷修理」木箱に「永平開山禪師真毫（押紙）「書十四号」星野氏」、蓋裏面に「永平開山道元大禪師御真筆 星野氏」と墨書。ゴム印ラベルに「直第五十五号」と墨書。「大本山總持寺什宝（昭和三十三年調査）参九参号」と記入。

『正法眼蔵』の中でも眼目とされる「諸法実相」（七十五巻本の第四十三、九十五巻本の第五十）の巻末に近い部分の断簡（『日本思想大系』一三「道元・下」三六頁五〜一〇行にあたる部分）である。完結した写本の奥書によれば、道元が永平寺を開創する前年の寛元元年（一一四三）九月に越前吉峰寺において著したもの。『法華経』方便品の「唯仏与仏乃能究尋諸法実相」の文について、宋代の中国で流行した儒仏道三教一致説を否定し、仏教を最上とする道元の所説を記している。

箱書きおよび外題によると、この断簡は能登總持寺の代官職を世襲した星野源五郎より奉納されたもので、明治二十一年（一八八八）の修理銘があることから、幕末・明治初期の寄進になるものと推定される。能登總持寺は明治三十一年四月十三日に全山焼失し、明治四十四年に至って寺基を横浜市鶴見区に移転することになるが、その混乱期にこの資料も虫損等の損傷を受けたものであろう。

本書の連れにあたる断簡は石川県金沢市大乘寺・高昌寺、香川県高松市見性寺、愛知県半田市龍台院ほか全国十二カ所に分蔵されており、江戸時代初期に越前周辺の旧

蔵寺院から離れて、本来の冊子の形から截断され、諸方に分与されたものと推定される。總持寺所蔵分に続く巻末の断簡が山口県長門市大寧寺、そして滋賀県長浜市余呉町洞寿院に所蔵されている。

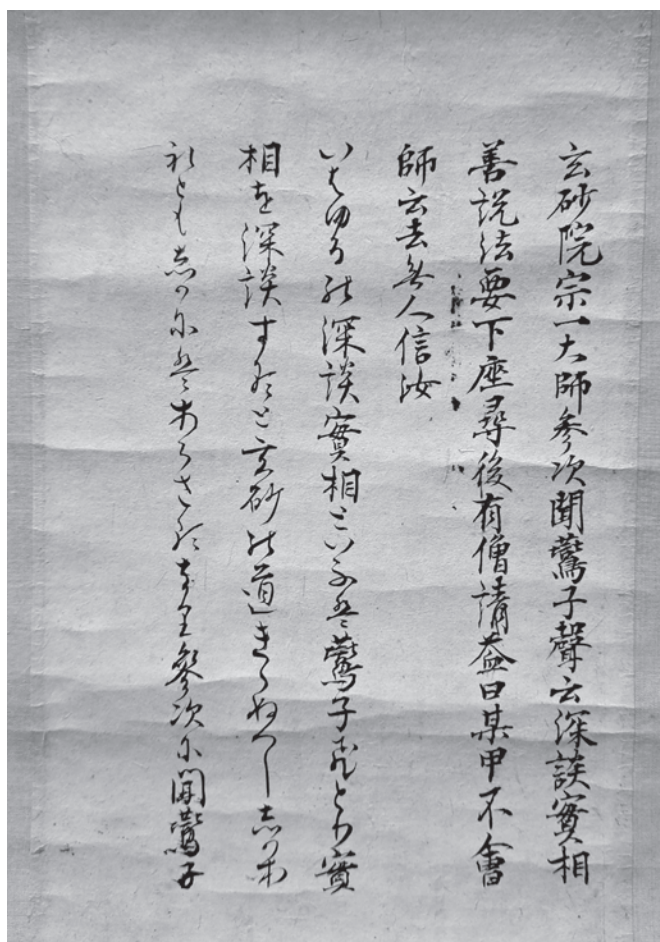
道元自筆本の『正法眼蔵』でまとまった分量を保つものは、奥書に花押を据えた「嗣書」（寛元癸卯（一二四三）奥書。駒沢大学禅文化歴史博物館所蔵）のほか、「行持下」（仁治三年（一二四二）奥書。熊本県玉名市広福寺所蔵）、「山水経」（仁治元年奥書。愛知県豊橋市全久院所蔵、重要文化財）の三種が知られる。總持寺本を含む「諸法実相」断簡は、書式・筆跡・紙質・法量ともにそれらと共通することから、本来一具をなしていた『正法眼蔵』の分かれであろうと推定される。

道元が生涯をかけて撰述した『正法眼蔵』は仏教史上に燦然と輝く大著であるが、自筆本が残る部分はきわめて少なく、断簡とはいえ著者自筆本が残っていることは貴重である。曹洞宗大本山としての總持寺の格式を示す本書の存在は、『正法眼蔵』の研究のみならず、總持寺の歴史を考えるためにも重要な資料である。

（西岡芳文）

【参考文献】

- 『道元禅師真蹟研究資料集』（永平正法眼蔵蒐書大成別巻、大修館書店、一九八〇年）
大本山永平寺『道元禅師真蹟集』（大修館書店、一九九九年）
岩井孝樹「道元の遺墨『仏遺教経』」（『仏教芸術』二〇二、一九九二年）
東隆眞「〈曹洞宗大本山總持寺蔵〉伝道元禅師真筆〈仏垂般涅槃略説教誡経〉」（『駒沢女子大学研究紀要』八、二〇〇一年）
岩井孝樹『道元のご思想と書』（大法輪閣、二〇一九年。一九九二年初出）
『道元禅師真筆『正法眼蔵嗣書』』（駒沢大学禅文化歴史博物館、二〇一九年）



「惣持寺」額字 伝藤原行房筆

大本山總持寺 曹洞宗大本山 鶴見区鶴見二一一一

曹洞宗大本山總持寺に伝来する額字。本紙は薄手の楮打紙六枚を継ぎ、寺号三文字および両端の銘記を貼りつける。寺号三文字は輪郭に沿って切り抜かれ、若干の凹凸を示すことから、額の実物から採拓した可能性がある。中央に大きく寺号「惣持寺」、向かって右端中央に「元亨元年〈辛酉〉九月十四日〈甲申〉書之」左端に「散位正四位下藤原朝臣行房」と記す。書風は中世にさかのぼるものと判断される。字画の書き出しは鳥形。

表装は近年の更新と見られるが、掛緒は切損して懸垂不能。天地は紫紺色地に宝相華文様、中回しは黄土色地に金糸牡丹唐草文様。軸および八双金具は魚々子地に未

敷蓮華文を浮き出す。箱は無銘、「行房筆／惣持寺」と走り書きした紙片を貼付。什宝管理用ゴム印ラベルには「大本山總持寺什宝（昭和三十三年調査）／第壹四号」と記す。

寺社や宮殿の出入口上部に掲げる扁額に記す文字を「額字」と言う。弘法大師空海が応天門の額を執筆したという伝承（『今昔物語集』巻十一の九話）が知られているように、当代の能書に依頼し、それを扁額に仕立てて建物に掛ける。南北朝時代の成立と見られる入木書（書道教範書）『麒麟抄』巻七には「額書事」という章があり、辟邪のために鬼形あるいは金剛力士の姿を模すなどの秘伝が記録されている。

本作品の銘文によれば、元亨元年（一二三二）九月に藤原行房が執筆したものである。行房は代々能書家として知られた世尊寺家の当主で、世尊寺経尹の子（実は子息経名の子）である。横浜市金沢区の瀬戸神社には、延慶四年（一二三二）四月に寂尹（経尹の出家名）が書いたという銘文を刻んだ神号額が伝わっており、六波羅探題として在京中の金沢貞顕の仲介で染筆されたものと推定されている。行房は後醍醐天皇に重用され、藏人頭・左近衛中将を歴任し、元弘の変（一二三二）によって後醍醐が隠岐に配流された時には同行して近侍した。足利氏の造反により建武政権が崩壊した後、尊良親王・新田義貞らと北陸地方の戦闘に従軍するが、建武四年（一二三二）三月六日に越前金ヶ崎城（敦賀市）が落城した時に自害して果てたという。

本作品の銘記に従えば、世尊寺行房が後醍醐天皇の側近として活動していた時期であるが、この頃から天皇は鎌倉幕府への不信を募らせ、幕府調伏祈祷を命じたという風聞が流れていたという。そうした背景の中で、比叡山をはじめ地方の有力寺社を味方につけるための工作も展開していたと推測される。その意味ではこの額字も蓋然性の高い年次、執筆者が記されていると言える。瑩山紹瑾の署名と元亨元年六月十七日の日付をもつ「總持寺中興縁起」（重要文化財）によれば、同年四月二十三日に能登国酒井洞谷（石川県羽咋市永光寺）にて瑞夢を感じて諸岡の地を巡見し、六月十五日に教院であった總持寺（諸岡観音堂）を禅院に改めた。それから京都に書状を送って行房卿に「書額」の染筆を依頼した（即同六月十五日寅一点也、于時天晴月明、殊御堂室前月光頻明、終取筆記之、同書雁札、令上京都、行房卿書額、依感夢号總持寺此意也、頻可中興歟、本願已行基也、中興又行生也、額書即行房也、惟夫三縁已和合、百事必円成者歟）。總持寺に関する後世の編纂物では、この扁額を後醍醐天皇下賜の「勅

額」とするが、それは史実とは認めがたい。それにしても總持寺ではこの「書額」を創建の由来を証する重宝として扱ってきた。

歴史的に見ると、能登国の曹洞宗は、文保元年（一二二七）に瑩山紹瑾が加賀大乗寺（金沢市）から招かれて能登永光寺（羽咋市酒井）を開いて瑩山派の本拠とし、建武政権、能登守護吉見氏、室町幕府の外護を受けて利生塔設置寺院となるなど、隆盛を極めた。ただ永光寺は瑩山派の中でも明峰派が主導権をとっていたが、教線は北陸地方にとどまった。これに対して峨山派が總持寺を拠点として全国的に勢力を拡大したことから、応永年間末（一四三〇年前後）以降には両寺の地位が逆転した。戦国時代になると總持寺が圧倒的な勢力を獲得し、対抗する永光寺・大乘寺、さらには永平寺をもしのぐ存在となっていた。

こうして總持寺が曹洞宗の主導権を獲得したことに合わせて、寺格を証明する古文書が造作され、後醍醐天皇や南朝方との関係を誇示するような操作が行なわれたものと見られる。開祖直筆の縁起に言及される「書額」は、寺の由来を記述するにあたって最も象徴的な什宝として位置づけられていたものである。世尊寺行房直筆の確証はないが、室町時代には本額字に基づいて扁額が制作され、伽藍に掛けられていたものと思われる。江戸時代までの總持寺に関する資料にこの扁額の所在は確認できないが、寺内に「勅使門」が存在していたことから、そこに「勅額」として掲げられていた可能性が考えられよう。

ちなみに永平寺においては、応安五年（一二七二）に後円融上皇より「日本曹洞第一道場」という宸筆（重要文化財）が下賜されており、それを扁額に仕立てて山門楼上に、また宝治二年（一二四八）の日付と道元の花押を据えた巨大な山号由来額を山門階下に掲げるなど、江戸時代の制作ではあるが、寺の正統性を誇示するために扁額が活用されている。

一般的に言えば、図案化された山号寺号の文字を表した額字は伝統的な顕密寺院で用いられることが多く、鎌倉時代後期以降に中国の様式に倣って創建された禅院では、禅宗独自の扁額が掛けられるのが普通である。禅院式の額字は、「大雄宝殿」「方丈」など、建物の性格を直截に示す単語か、あるいは抽象的な禅語を個性的な筆致で揮毫したものが好まれる。本作品は前者に属するもので、總持寺が禅宗に改められる前に諸岡観音堂と呼ばれた「教院」（天台系寺院）であったことが反映されているの

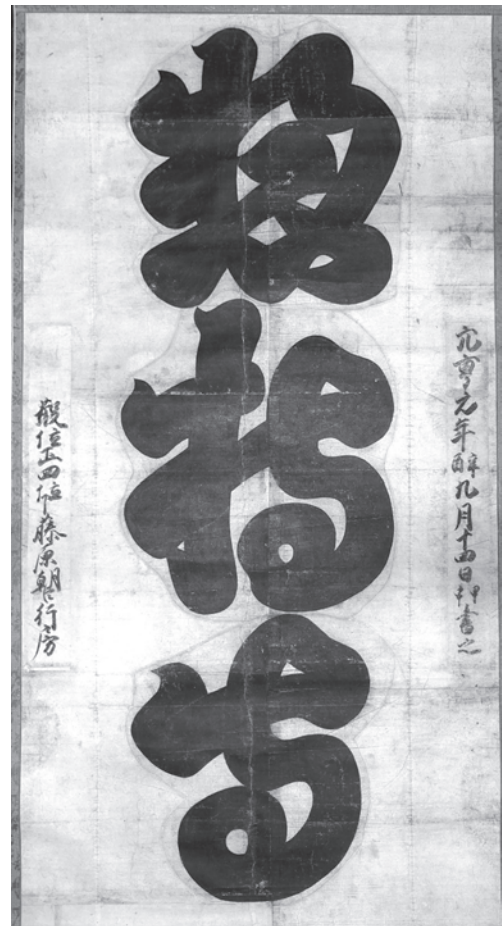
かも知れない。

いずれにしても、本作品は總持寺の創建に密接に関係する重宝として大切に扱われてきたものであり、中世にさかのぼる額字として珍しい遺品である。なお、能登の總持寺祖院仏殿（大正初期再建、国登録有形文化財）の正面にはこれを扁額にして奉掲している。
（西岡芳文）

【参考文献】

- 大久保道舟編『曹洞宗古文書』上巻「總持寺文書」（山喜房仏書林、一九六一年）
- 納富常天「新修總持寺史」（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』二三～二七、二〇一八～二二年）
- 伊藤良久「永光寺・總持寺、両教団勢力の消長」（『駒沢大学仏教学部論集』三〇、一九九九年）
- 原田正俊「南北朝・室町時代の大乗寺・永光寺・總持寺」（『駒沢大学仏教学部論集』三七、二〇〇六年）
- 横山龍頭「瑩山禪師伝の再検討（一）」（『愛知学院大学禅研究所紀要』四九、二〇二一年）

「總持寺」額字



右側年号部分



左側署名部分



建造物

令和五年度に調査を実施した戸塚区の松尾神社本殿、篠塚八幡社本殿、坂本第六社本殿について報告する。いずれも令和五年度横浜市指定有形文化財に指定。最後にこの三棟の本殿が揃って残ったことの意義を総括し、参考文献を掲出する。

松尾神社本殿

松尾神社 戸塚区上矢部町四二一

松尾神社は、『新編相模国風土記稿』によると松尾社あるいは田中社と称し、上矢部村の小名上村の鎮守と伝える⁽¹⁾。祭神は大山咋神である(写真1～3)。

松尾神社の棟札写⁽²⁾によると、上矢部村内に所在する松尾神社・篠塚八幡社・坂本第六社の三社は境内建物再建造営を同年同月同日に行ったと伝える。すなわち、寛政十三年(一八〇一)二月六日議定、文化元年(一八〇四)七月二十三日伐木、同三年正月二十六日新初、同四年六月十九日上棟、同年同月二十五日遷宮であった。そして建築造営は鎌倉扇谷の河内長左衛門智英が棟梁をつとめ、河内吉左衛門豊久と江戸浅草の彫工石川藤吉郎豊信が関与したことも伝える。河内家は建長寺大工を務めた鎌倉の名門大工家で、河内長左衛門智英は建長寺法堂(文政八年(一八二五)、重要文化財)の立面計画図を享和元年(一八〇一)に描いた。石川家は『彫工左氏後藤氏世系図』(東京国立博物館蔵)⁽³⁾によると、江戸幕府彫物大工・高松又八の系譜に属する彫物大工家である。なお、現在の拝殿・幣殿および本殿覆屋は昭和四十二年(一九六七)の再建である⁽⁴⁾。

松尾神社の棟札写の内容は、篠塚八幡社の御社造営棟札⁽⁵⁾においても確認できる。また、『河内家文書』(河内家所蔵、鎌倉国宝館寄託、鎌倉市指定文化財)に「田中拝殿木取寸尺帳 文化三寅年八月日」⁽⁶⁾(写真4)、「文化三寅四月 戸つか上やべ松尾大明神社懸魚用」⁽⁷⁾(写真5)および「文化三寅八月 田中社 向拝虹梁用」の原寸図⁽⁸⁾(写真6)各一枚があり、松尾神社棟札写および篠塚八幡社本殿棟札の内容と符合する⁽⁹⁾。

松尾神社本殿は、覆屋内に西面して建つ総檜造の一間社流造で、屋根は柿葺とし、正面と側面に切目縁を巡らし、正面に五級木階と浜縁を備える(写真7～11)。身舎の正面柱間は三尺六寸、同側面柱間は三尺一寸五分、庇側面柱間は二尺八寸の計画と考えられる(図)。

礎石は切石による布基礎を高く構え、基壇のように見せるのが特徴である。また、礎石周囲は基盤目状に石敷とする。

軸部は礎石上に土台を廻し、庇柱(唐戸面取の角柱)と身舎柱(丸柱)を土台建する⁽¹⁰⁾(写真12)。庇柱は虹梁状頭貫(水引虹梁)で繋ぎ頭貫木鼻を付す。身舎柱と庇柱は海老虹梁と貫で繋ぎ、海老虹梁は木鼻を付す。身舎柱は貫と長押で繋ぎ、頭貫に木鼻を付す。

庇組物は連三斗組で、軒桁を受け、内側に手挟を組む⁽¹¹⁾(写真13・14)。中備は厚肉彫の竜彫物を配置するが、もはや墓股とはいえない形状である。身舎組物は出組(手先の秤肘木を花肘木状に作る)で、軒桁あるいは妻組の虹梁を受ける。中備は墓股とする⁽¹²⁾(写真13・15)。妻組は虹梁上に力神を配し棟木を受ける⁽¹³⁾(写真16)。

軒は二軒繁垂木で、正面は身舎の地垂木を打ち越して飛檐垂木を重ね二軒とする。垂木間隔は柱間三尺六寸を十八支(一支二寸)とし、螻羽は柱芯から九・五支分外側に破風板を配置する。

破風板は鰭付拝懸魚、降懸魚、庇の降懸魚を備える⁽¹⁴⁾(写真17～20)。これらの懸魚類は波型を基調とし六葉は花形とする。

身舎の正面は扉口を構え、側面と背面は横板壁とする。扉口は両脇に小脇板と方立を備えて扉を両外開きに吊り込む。扉は周囲に框を組んだ棧唐戸で定規縁を備える。扉は全体的に赤く塗られた形跡が認められる⁽¹⁵⁾(写真21)。木部の風化程度が少なく、後世の取替材である。

身舎の正面および側面は指肘木による三手先腰組で支えた切目縁を設ける。腰組下は長押で見切り、長押下は横板壁とする。身舎背面の腰下も横板壁とする。縁の高欄は跳高欄形式で、正面は擬宝珠柱におさめ(現在擬宝珠金具欠失)、側面後端は脇障子柱におさめる。脇障子は胴部に透かし彫を嵌め、上部に竹の節と襷を備える。

庇は登高欄付の五級木階を備え、足元に浜縁を設ける。登高欄の後端は擬宝珠柱

におさめ、前縁は庇柱におさめる。浜縁は切目長押で見切り、庇柱と木階足元も長押で見切る。

屋根は柿葺で、軒付は蛇腹付二重軒付という上等な形式である。大棟は品軒上に箱棟を構え、両端に鰯付の鬼板を備えるが、現在箱棟は破損しており、箱棟上に存在したであろう樋棟も失われている。なお、屋根は箕甲（屋根両端の曲面）が大きいのが特徴である。屋根は大棟および正背面の隅に破損が認められるが、漏水などの滲みや腐朽は認められない。また、柿葺屋根自体に風化は少ない。したがって柿葺は当初の状態を留める可能性が高い。すなわち本殿は建築当初から覆屋に保護されており、棟札の「雨覆」が覆屋に相当すると考えられる。隅部の破損は関東大震災の際に覆屋が大破して本殿屋根を傷めたのであろう。

建築装飾は、本殿全体に彫物を多数施す。すなわち木鼻の丸彫（唐獅子と狛）、縁腰組の拳鼻、組物の花肘木ほかの絵様削形、板支輪の浮彫、虹梁・海老虹梁の絵様、手挟の籠彫、庇中備の童厚肉彫、墓股、妻組の力神丸彫、身舎側面・背面壁板の大羽目透かし彫、腰組間と腰組下および浜縁正側面と木階下の透かし彫など、木鼻や虹梁絵様・墓股にとどまらず各所を丸彫や透かし彫で埋め尽くす⁽¹⁶⁾（写真22・23）。なお、彫物はわずかに塗装痕が認められ、彩色が施されていたらしい。現在一部の彫刻が外れているが、ほぼ当初の部材を留めている。組物や虹梁における絵様の様式から見て、本殿は棟札が伝える文化四年六月上棟の建築と見て良い。なお、銚金具は擬宝珠（欠失）と饅頭型の長押金具のみで、彫刻装飾が豊富な点に比べると抑制されている⁽¹⁷⁾（写真24）。

このように松尾神社本殿は、寛政十三年から文化四年にかけて上矢部村の三社（松尾神社・篠塚八幡社・坂本第六社）が同時に社殿再建を行った実績を伝える遺構である点、鎌倉大工の河内家と江戸彫物大工の石川家の関与が明らかかな点、総檨造の一間社流造建築・柿葺屋根の原形を良く留める点、が貴重である。

（大野敏）

【注】

（1）松尾神社の名称は『横浜の近世社寺 1 神社編』（横浜市教育委員会文化財課

一九九一年）に做った。なお、篠塚八幡神社棟札は「松尾大明神」、松尾神社棟札写は「松尾大明神」、「新編相模国風土記稿」は「松尾社、田中社」と記し、神奈川県知事所轄の宗教法人名簿は「松尾神社」とする。

（2）出典は『横浜の近世社寺建築 1 神社編』（前掲注1）七一頁「33 松尾神社」解説（石渡惣平『上矢部郷土誌』（昭和三年）所収）。

奉再建鎮守松尾大明神御社、議定寛政十三年辛酉年二月六日、伐木初文化元年甲子年七月廿三日、新初同三丙寅年正月廿六日、上棟同四丁卯年六月十九日、遷宮同年同月廿五日、惣地形并外惣敷石、雨覆、幣殿、拜殿、向拜殿、向拜、表門并圍垣、両貫木、末社三神勸請、棟梁扇谷住河内長左衛門智英、同吉左衛門豊久、彫工江戸浅草住石川藤吉郎豊信、（中略）篠塚八幡宮、坂本第六天社共に三社同年同月同日再建、文化四丁卯年六月吉日

（3）この史料は、伊藤龍一「関東の彫物大工の系譜と幕府彫物大工棟梁高松家」（『日本建築学会計画系論文報告集』四一四、一九九一年）において、錯綜を改めて紹介している、それを参照した。

（4）現在の本殿覆屋基壇は二重である。ただし、側面の石階のおさまりを見ると、下の基壇が先行して存在したらしい。いつから現状の形式となったか明らかではない。また、戦後のものと伝わる拜殿を写した古写真がある（写真3）。屋根は入母屋造・茅葺で、現在の拜殿の前身と思われるが建築年代は不詳である。

（5）この棟札は現在拜殿内に掲示している。中央に「奉再建篠塚八幡宮御社」と記し、本殿を含む神社全体の造営について記録しているため、「御社造営棟札」と呼ぶことにする。寸法と記載内容は以下の通り。

尖頭形、総高五九二mm、肩高五六〇〜五六一mm、上幅二二五mm、下幅二一〇mm、厚一三・五〜一四・〇mm、杉、鉋、

棟札銘文（表面）※記載は、上半中央および左の正文、上半右の工程、下半の工事関係者の順とした。「」は改行。

奉再建篠塚八幡宮御社」并 惣地形 惣敷石、雨覆、幣殿、拜殿「圍垣」外 田中神社」坂本第六天宮「三社同年同月同日再建」議定 寛政十三年辛酉年二月六日「伐木初文化元年甲子年七月廿三日」新初 同三丙寅年正月廿六日「上棟 同四丁卯

年六月十九日」遷宮 同年同月廿五日」棟梁扇谷住」河内長左衛門智英」同 吉左衛門豊久」彫工 江戸浅草住」石川藤吉郎豊信」發起願主」名主 佐藤仁兵衛英信」組頭」葉山市左衛門」同 岩崎孫右衛門」同 高梨弥治右衛門」惣氏子中

(6) 『河内家文書』「拝殿本社寸尺帳」に記される「田中」とは田中社(松尾神社)のことを指す。

(7) 『河内家文書』「拝懸魚絵様原寸図」には「松尾大明神社懸魚用」とある。本殿拝懸魚は波型モチーフで鱭もあるもので、この原寸図は「田中拝殿本社寸尺帳」に対応する拝懸魚とすべきであろう。鎌倉国宝館寄託。

(8) 『河内家文書』「向拝虹梁絵様原寸図」には「田中社向拝虹梁用」とあるが本殿庇の虹梁絵様とは一致しないので、この原寸図も「田中拝殿本社寸尺帳」に対応する拝殿向拝用であろう。鎌倉国宝館寄託。

(9) 史料の内容は松尾神社拝殿の記述で、原寸図も松尾神社本殿とは一致しない。ただし原寸図の懸魚の形状は、篠塚八幡社本殿と坂本第六社本殿の懸魚によく似ている。

(10) 石積基壇上に据えた礎石は、下方の丈の低い石が地覆石で、その上に切石布基礎を設け礎石とする。

(11) 身舎組物は出組で、海老虹梁は庇頭貫高さと身舎頭貫高さを繋ぐ。海老虹梁は尻が大きく跳ね上がる形状が特徴である。手挟は籠彫とする。庇組物は大斗上の肘木を花肘木状に作り、身舎組物は手先肘木を花肘木状に作る。

(12) 身舎組物は絵様実肘木付の出組とし、小天井は彫物を施す。手先の秤肘木は両端に絵様刳形を施して花肘木状に作り、この上に斗・絵様刳形付実肘木を重ね、軒桁と妻虹梁を受ける。中備は臺股を配す。

(13) 妻組は手先肘木上に妻虹梁と軒桁を組み、妻虹梁は力神モチーフの臺股を配して棟木を受ける。妻面丸彫の頭貫木鼻、臺股、小天井、組物肘木絵様、虹梁絵様、力神臺股に至るまで彫物を積極的に用いる。なお、木部は総樺の素木仕上を基本とするが、彫物部分は彩色を施していた痕跡が認められる。

(14) 懸魚は、身舎の拝懸魚(写真17)と降懸魚(写真18・19)、庇の降懸魚(写真20)を備え、いずれも波型をモチーフとして装飾化が進んでいる。拝懸魚は鱭を

有し六葉は花形に作る。降懸魚は拝懸魚に準じた形状だが鱭はない。庇の降懸魚は波型モチーフが最も明確に示されている。なお、拝懸魚は向かって右側の鱭を欠いている。

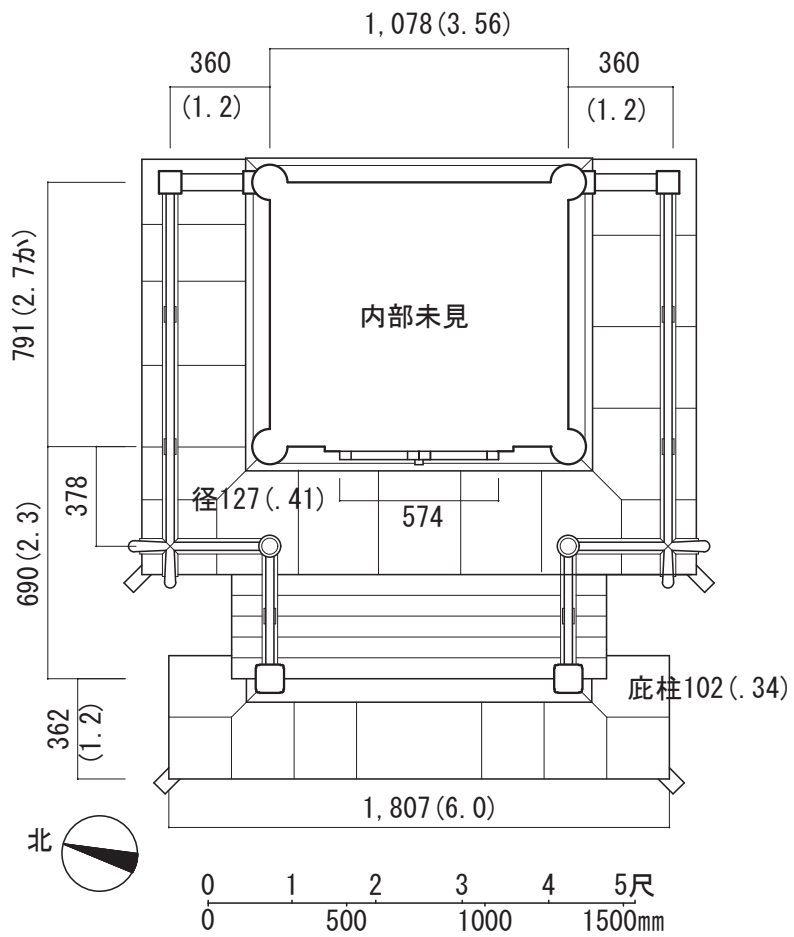
(15) 正面柱間は切目長押上と内法長押間下に半長押を取り付け、方立柱と小脇板を備え、両外開き扉を吊り込む。小脇板外面は透かし彫をはめ込む。扉は朱塗痕跡が残る棧唐戸形式で、部材の風化が少なく後補である。篠塚八幡神社本殿と坂本第六社本殿の扉は端嵌付の板扉であるため、おそらく松尾神社本殿も本来は同様の形式であろう。

(16) 身舎足元部の彫物は、背面の大型部分を蓑亀、側面は唐獅子、側面の腰組間の中備に力神を配する。

腰部分は、長押を配して上下区分し、それぞれの羽目板部分に彫物を配置することにより、腰組の存在が明確になり、賑やかさも大きく増している。

足元は龍、浜縁切目長押と腰組下長押(木階下の見切りとなって庇柱正面に廻る)の間に生じた狭間は貝類、彫桁下は猿の彫物とする。狭間にも彫物を取り付ける点は徹底している。

(17) 総樺造で彫物装飾が豊富な点が当本殿の特色といえるが、釘隠金具は饅頭型の素朴な形式である。金具が外れた部分を見ても後世に付け替えたように見えず、当初からこの形式と考えられる。



寸法は実測値mmで記載し () に計画尺を示す

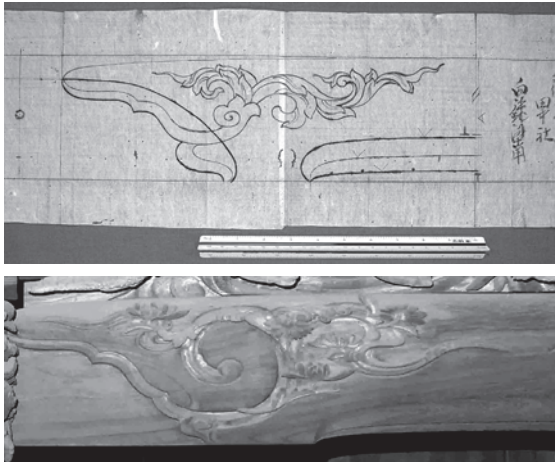
図 松尾神社本殿平面図



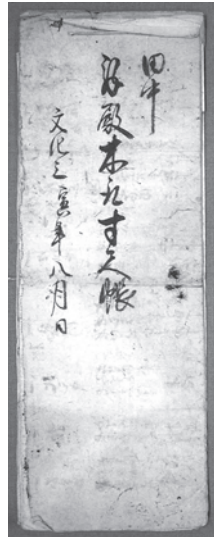
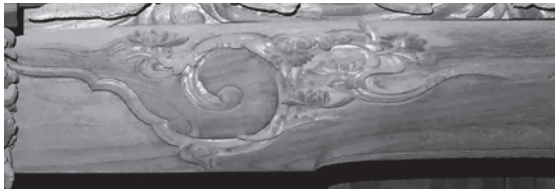
2 松尾神社拝殿および本殿覆屋 背面



1 松尾神社拝殿および本殿覆屋 正面



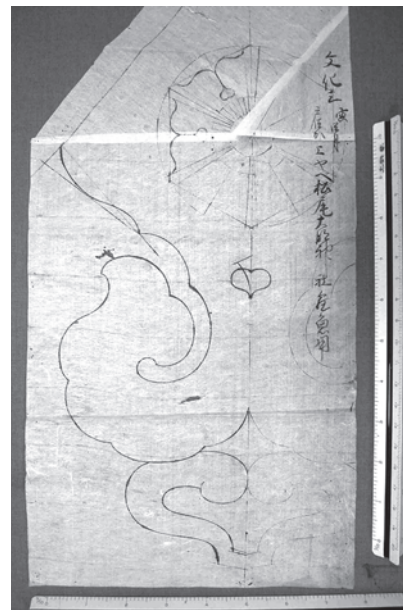
6 『河内家文書』の向拝虹梁絵様原寸図（文化三年）と松尾神社本殿庇（向拝）虹梁絵様



4 『河内家文書』「拝殿本社寸尺帳」（文化三年）



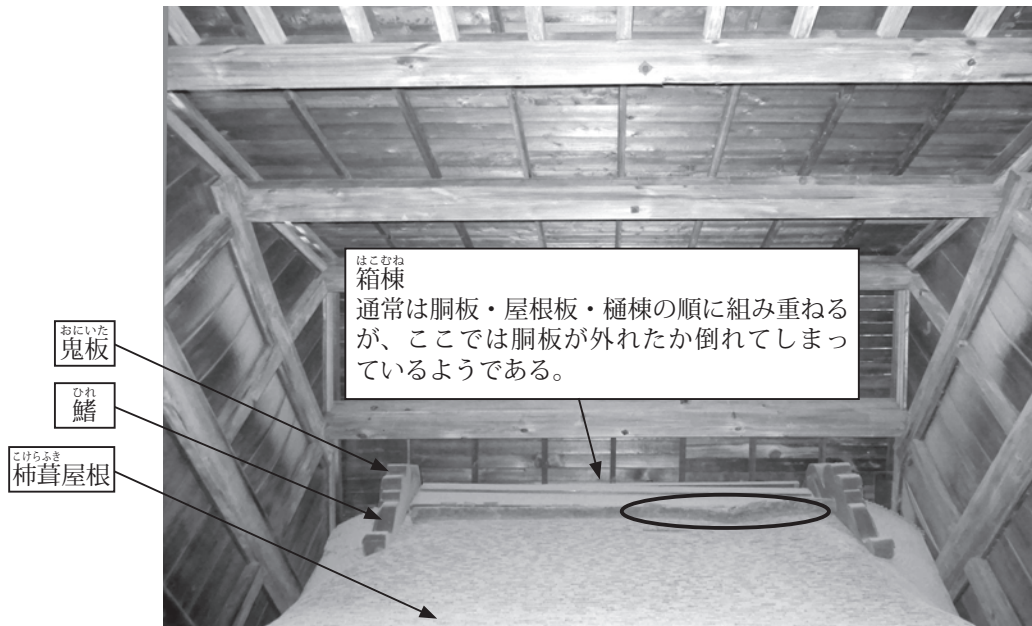
3 松尾神社拝殿古写真



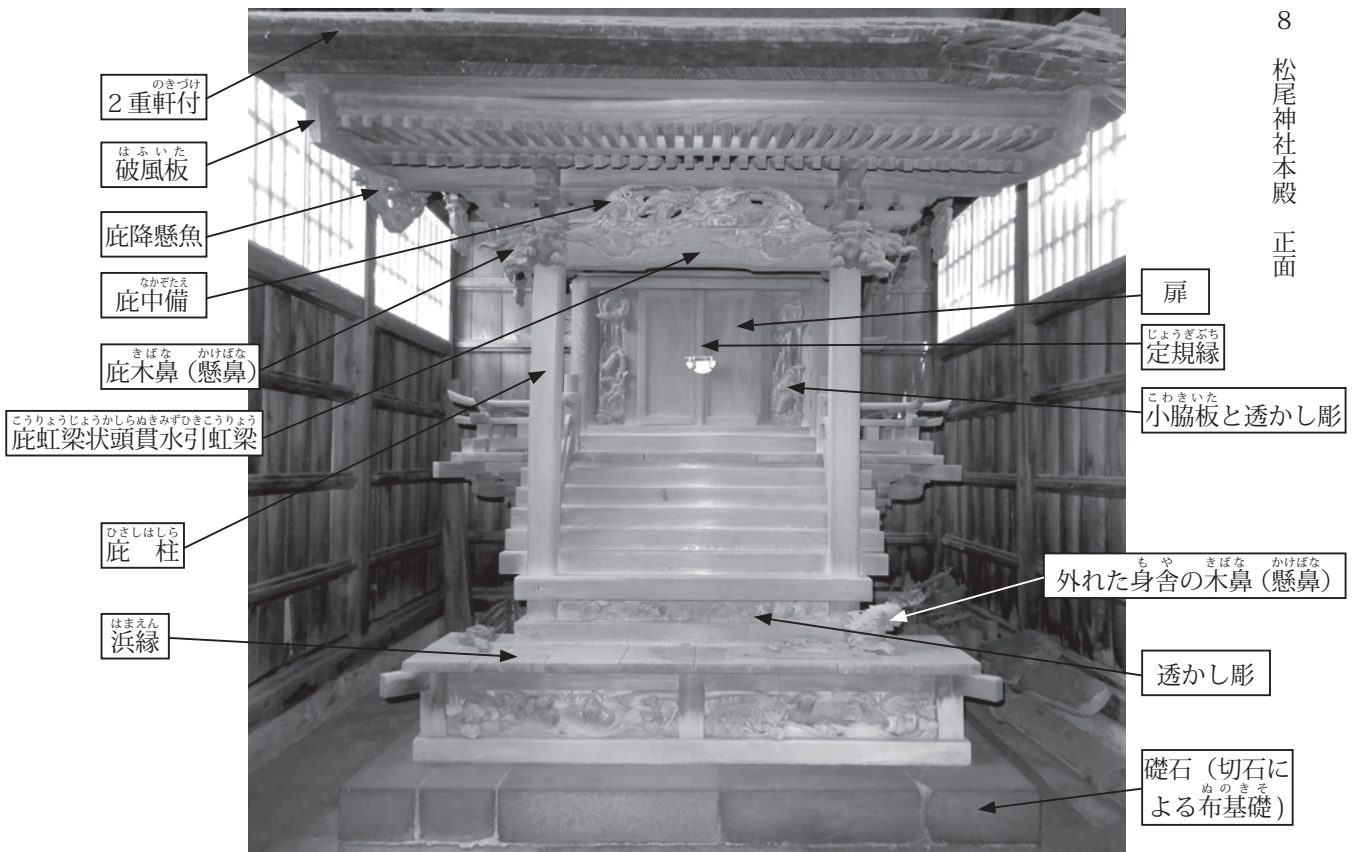
5 『河内家文書』の拝懸魚絵様原寸図（文化三年）と松尾神社本殿拝懸魚

7 松尾神社本殿

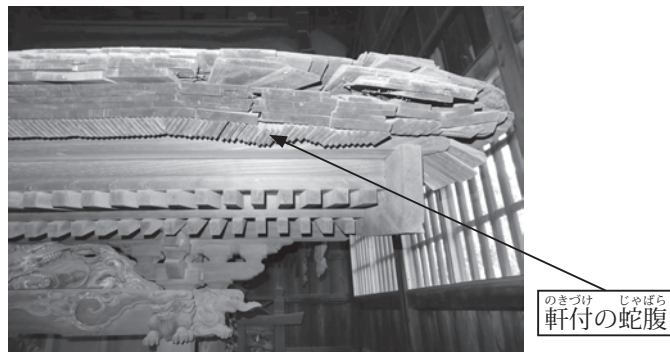
屋根正面頂部と覆屋のおさまり



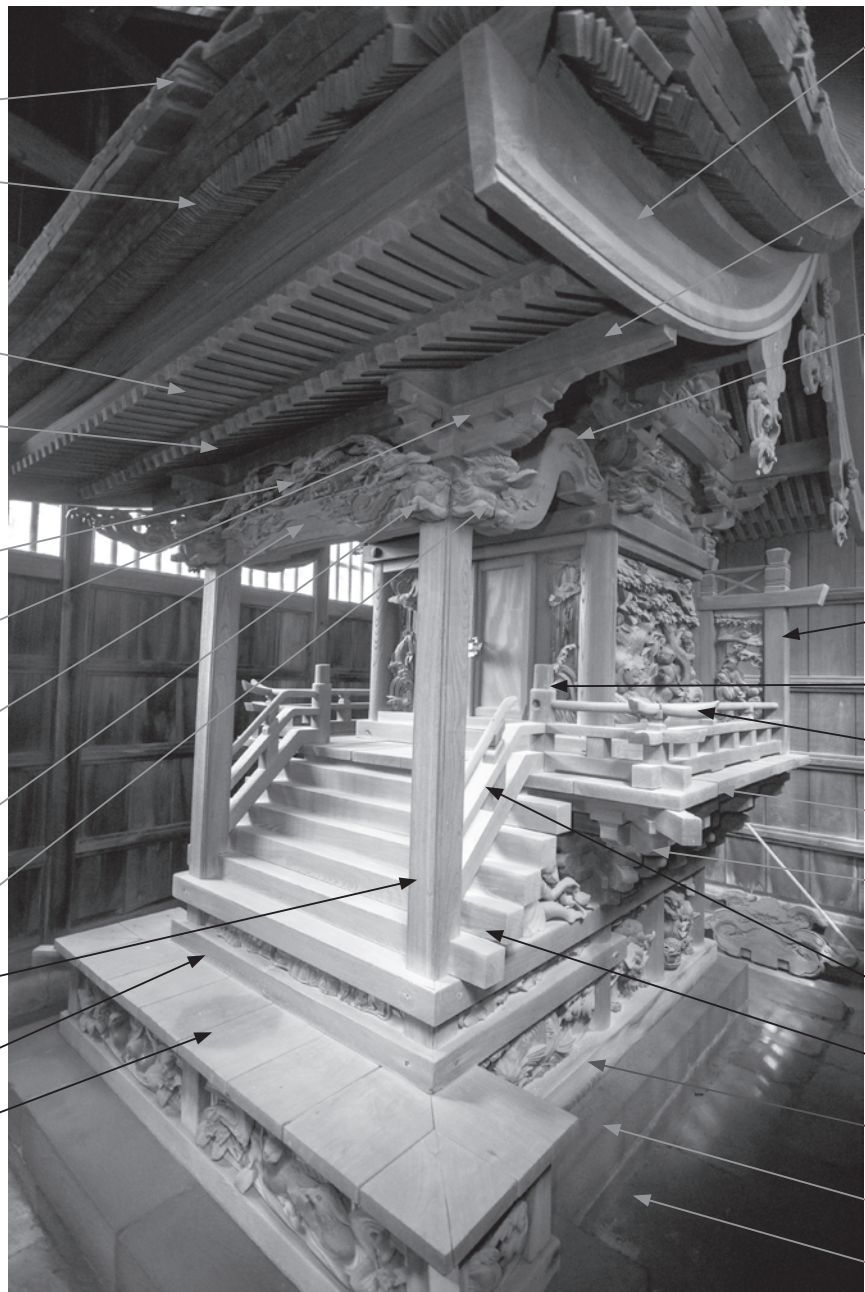
8 松尾神社本殿 正面



9 屋根上部の破損状況
正面右隅の状況



10 松尾神社本殿 正面面



- のきづけ 2重軒付
- のきづけ 上重軒付
- のきづけ 下重軒付 (蛇腹有)
- ふたのきしげたるき 2軒繁垂木
- ひえんたるき 飛檐垂木
- じたるき 地垂木 (打越垂木)
- なかぞなえ 中備
- ひさしくみの つれみつど 庇組物 (連三斗)
- こうりょうしょうかしらぬき 虹梁状頭貫 (水引虹梁)
- えびこうりょうきばな かいげばな 海老虹梁木鼻 (懸鼻)
- かしらぬききばな かいげばな 頭貫木鼻 (懸鼻)
- ひさしはしら 庇柱
- きりめなげし 切目長押
- はまえん 浜縁

- はふいた 破風板
- のきけた 庇の軒桁
- えびこうりょう 海老虹梁
- わきしょうじはしら 脇障子柱
- ぎぼしはしら 擬宝珠柱
- はねこうらん 跳高欄
- きりめえん 切目縁
- こしくみ 腰組
- のほりこうらん 登高欄
- 5級木階
- どだい 土台
- そせききりいしぬのきぞ 礎石(切石布基礎)
- ごぼんめじき 碁盤目敷の敷石

11 松尾神社本殿 背側面



12 松尾神社本殿 礎石を内部から見た様子





14 松尾神社本殿 庇虹梁見返し



13 松尾神社本殿 庇の海老虹梁と手挟み詳細



16 松尾神社本殿 妻組



15 松尾神社本殿 身舎組物と中備



18 松尾神社本殿 拝懸魚



17 松尾神社本殿 降懸魚(背面側)



20 松尾神社本殿 庇の降懸魚



19 松尾神社本殿 降懸魚(正面側)

21 松尾神社本殿
身舎正面扉と小脇板



22 松尾神社本殿
身舎足元の彫物詳細



23 松尾神社本殿
庇の木階下の彫物詳細



24 松尾神社本殿
長押の釘隠し金具



篠塚八幡社本殿

松尾神社 戸塚区上矢部四二一番地
(所在地 戸塚区上矢部町一九四九)

『新編相模国風土記稿』によると篠塚八幡社は八幡宮と称し、小名篠塚の鎮守と記す⁽¹⁾。祭神は品陀別命を祀る。篠塚八幡神社本殿は御社造宮棟札(写真1)を有し、その内容は松尾神社棟札写の内容を裏付けるものとして重要である。すなわち松尾神社・篠塚八幡社・坂本第六社は同じ日程で社殿再建事業が遂行された(寛政十三年(一八〇二)二月六日議定、文化元年(一八〇四)七月二十三日伐木、同三年正月二十六日新初、同四年六月十九日上棟、同年同月二十五日遷宮)。そして前記三社の造営は、鎌倉扇谷の河内長左衛門智英を棟梁とし、河内吉左衛門豊久と江戸浅草の彫工石川藤吉郎豊信の関与を伝える。河内家は建長寺大工を務めた鎌倉の名門大工家で、石川家は江戸幕府彫物大工を務めた高松又八の系譜に属する彫物大工家である。加えて松尾神社棟札写は地域の造営関係者名が省略されて確認できないが、篠塚八幡神社棟札はその点が明確となるので一層価値が高い。現在、本殿と本殿覆屋は敷地奥の石垣積部分に配置し、拝殿は床高を石垣積部分と同高に構え、幣殿が拝殿と覆屋を繋ぐ。現在の拝殿と覆屋は記念碑により昭和四十一年建替とわかる⁽²⁾(写真3)。記念碑は覆屋を「覆殿」と記す。

篠塚八幡社本殿は、覆屋内に西面して建つ総檜造の一間社流造で、屋根は柿葺である(写真4・5)。

正面および両側面に腰組で支えた切目縁を巡らし、正面に五級木階と浜縁を備える(写真6・8)。身舎の正面柱間は三尺、同側面柱間は二尺六寸、庇側面柱間は二尺二寸五分あるいは二尺三寸の計画と考えられる(図)。

礎石は切石による布基礎を高く構えて基壇のように見せるのが特徴である(写真4)。

軸部は礎石上に土台を組み、庇柱(唐戸面取の角柱)と身舎柱(丸柱)を土台建し⁽³⁾(写真9・10)、庇柱は虹梁状頭貫(水引虹梁)で繋ぎ頭貫木鼻を付す。身舎柱と庇柱は海老虹梁と貫で繋ぎ、海老虹梁は木鼻を付す⁽⁴⁾。身舎柱は長押と貫で繋ぎ、頭貫

木鼻を付す。

庇組物は連三斗組で、軒桁を受け、内側に手挟を組む。中備は竜の厚肉彫を配置するがその形状はもはや臺股の原形を留めていない(写真11～14)。身舎組物は出組(手先の秤肘木は実肘木兼用)で、軒桁あるいは妻組虹梁を受ける。中備は臺股とする。妻組は虹梁大瓶束形式で棟木を受け、束脇に笈形を備える(写真14～16)。

軒は二軒繁垂木で、正面軒は身舎の地垂木を打ち越して飛檐垂木を重ねて二軒とする。垂木間隔は正面柱間三尺を十八支(一支一・六七寸)とし、蟻羽は九・五支目を破風板とする。破風板は拝懸魚・降懸魚・庇降懸魚を備える(写真17・18)。拝懸魚は『河内家文書』『文化三寅四月 戸つか上ヤベ 松尾大明神社懸魚用』に類似する。

身舎は正面に扉口を構え、側面と背面は横板壁とする。扉口は小脇板と方立を備えて扉を両外開きに吊り込む。扉は上下に端嵌を付した一枚板で、召し合わせに定規縁を備える(写真14)。

縁腰組は持ち送りで指肘木を支える。持ち送り足元は長押で見切り、長押下は横板壁とする。身舎背面腰下も横板壁とする。縁は跳高欄付の切目縁で、正面の高欄は擬宝珠柱におさめ(現在擬宝珠金具欠失)、側面の高欄後端は脇障子柱におさめる。脇障子は胴部に透かし彫を嵌め、上部は竹の節と櫂を備える。

庇柱と浜縁は切目長押で見切り、庇柱と木階足元も長押で見切る。

屋根は柿葺で、二重軒付とする(蛇腹は使用しない)。大棟は品軒上に箱棟を構え、両端に簷付の鬼板を備えて樋棟を架け渡す。屋根の箕甲が大きい点は松尾神社本殿と同じで、屋根は建築当初の形式を留めるらしいこと、隅に損壊が認められ関東大震災被害が想定されること、は松尾神社本殿と同様である。ただし篠塚八幡社本殿は大棟部分がほぼ完存している点が特筆され、松尾神社本殿大棟の旧形式を考える上で参考になる(写真5・19・20)。

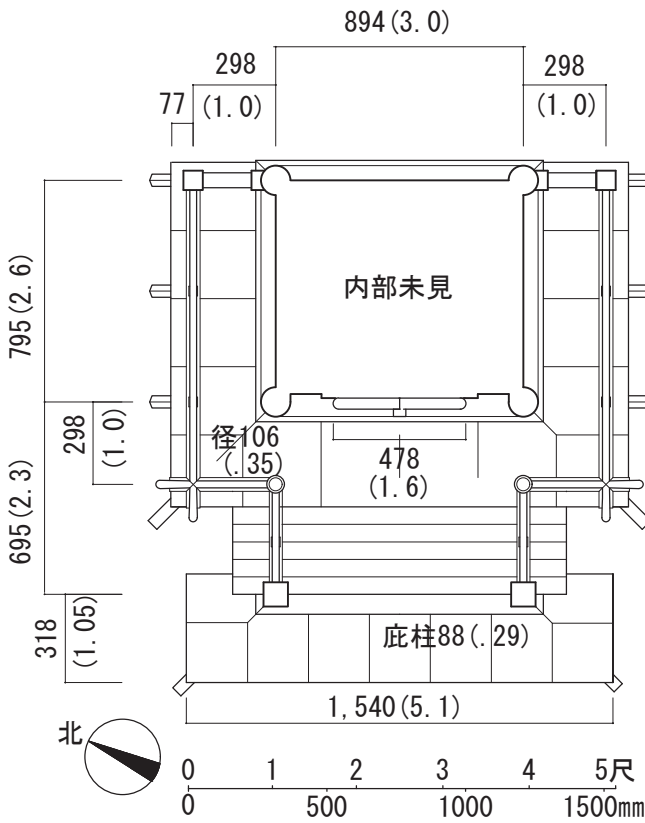
建築装飾は、本殿全体に彫物を多数施す点が注目される。特に、庇正面の中備が竜の厚肉彫である点、小脇板の透かし彫、側面と背面の大羽目透かし彫、妻組の大ぶりの笈形が注目される。ただし足元廻りと背面腰下には透かし彫を配置していない(写真7)。なお、手挟・笈形・大羽目透かし彫などに彩色痕跡が明瞭に認められ、彩色を施した建築彫刻により華やかに彩られていた。これに対して銚金具は長押金具と擬

宝珠(欠失)だけである(写真21・22)。

このように、篠塚八幡社本殿は、小型の一間社流造であるが裝飾性の高い総檜造の贅沢な建築である点、松尾神社・坂本第六社と同時に造営が進行したことが判明する点、造営に鎌倉の名門大工家(河内家)と江戸の正統的な彫物大工が関与している点、建築当初から覆屋内に安置されてきたために基礎から屋根まで創建時の遺構をほぼ留める点、屋根は当初の柿葺と大棟がほぼ完存する点、が貴重である。(大野敏)

【注】

- (1) 篠塚八幡社の名称は『横浜の近世社寺 1 神社編』(横浜市教育委員会文化財課 一九九一年)の記載に倣った。なお、篠塚八幡社棟札は「篠塚八幡宮」・松尾神社棟札写は「篠塚八幡宮」、『新編相模国風土記稿』は「篠塚八幡宮」、『神奈川県近世社寺調査報告書』(神奈川県教育委員会、一九九三年)は「篠塚八幡神社」と記し、神奈川県知事所轄の宗教法人名簿は「八幡社」とする。
- (2) おもて面に「篠塚八幡宮 覆殿 拜殿 新築記念碑 昭和四十一年四月吉日竣工」と刻み、裏面に新築にかかわった関係者名を刻む。
- (3) 土台は身舎庇一連で矩形枠に組んでいる。庇柱は足元の見え隠れまで唐戸面を施している。切石礎石内面は、木製土台際より若干大きめに配置する。身舎側面は柱間中間に腰組用の束を挿入している。背面羽目板は櫂の立派な一枚板である。
- (4) 海老虹梁は尻が大きく跳ね上がる形状が特徴である。手挟は籠彫で彩色が比較的よく残る。海老虹梁形状と手挟の籠彫は、篠塚八幡社本殿とよく似ている。
- (5) 妻組は虹梁大瓶束形式で、大瓶束両脇に大ぶりの笈形を備える。笈形・臺股の彫刻・木鼻や絵様には塗装痕が認められるので、素木の総檜造を主体にして彫物に限定して彩色を施していたことがわかる。
- (6) 懸魚は猪目懸魚と鎗懸魚と雁股懸魚の合成のような形式で、鱗は備えない。六葉と菊座は標準的な形式である。
- (7) 扉脇は方立柱と小脇板を備え、小脇板を透かし彫で飾る。小脇板の彫物は、松尾神社本殿は鯉の滝登りモチーフであったが、ここでは花卉(菖蒲)とする。



寸法は実測値mmで記載し（）に計画尺を示す

図 篠塚八幡社本殿平面図

(8) 軒付の汚損・破損が少なく、裏甲や破風板に漏水痕もないので、屋根は文化四年(一八〇六)竣工時の可能性が高い。棟札は拜殿と雨覆なども再建したと伝え、当初から覆屋が存在したために、本殿屋根の保存状態が良いのであろう。なお屋根全体の保存状態が良好な中で、軒先の隅部分は損傷が甚大な部分も存在する(写真20)。関東大震災時の揺れに伴う覆屋との接触による損傷と思われる。

(9) 擬宝珠金具は失われている。取付いた釘痕はあるので、ある時期に失われたことになる。切目長押の金具もほとんど欠損しているが、痕跡から見て松尾神社本殿同様の鰻頭金具であろう。



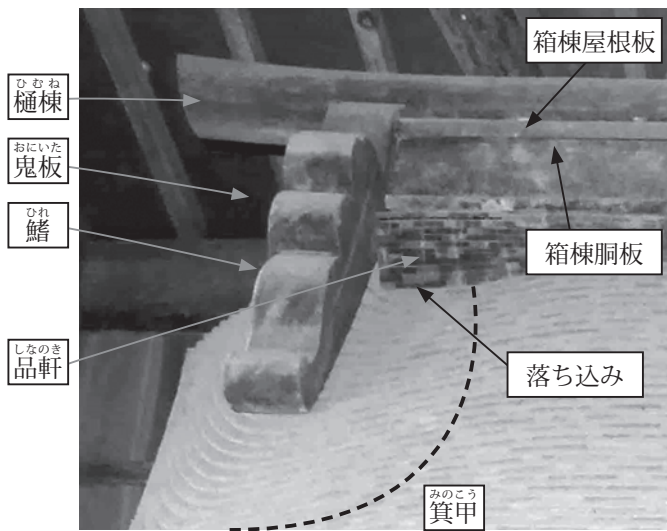
2 篠塚八幡社拜殿・幣殿・本殿覆屋(覆殿) 正面面全景



3 篠塚八幡社拜殿・覆殿新築記念碑



1 篠塚八幡社 御社造営棟札



5 篠塚八幡社本殿 大棟詳細



4 篠塚八幡社本殿 正面全景



7 篠塚八幡社本殿 背面



6 篠塚八幡社本殿 側面



9 篠塚八幡社本殿 内部(底部と身舎境)



8 篠塚八幡社本殿 大羽目彫物の詳細



11 篠塚八幡社本殿 庇正面



10 篠塚八幡社本殿 内部（身舎側面と背面）



13 篠塚八幡社本殿 庇側面



12 庇見返し



15 篠塚八幡社本殿 身舎側面



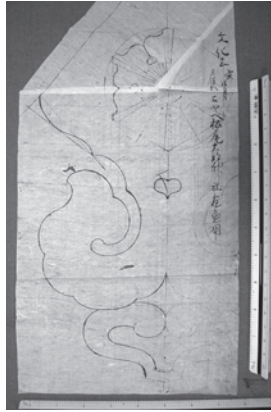
14 篠塚八幡社本殿 身舎正面見上げ



17
原寸図



16
篠塚八幡社本殿
身舎妻組



身舎妻飾と河内家文書の懸魚



19
篠塚八幡社本殿
軒付拌み部分と鬼板・樋棟
柿葺屋根の



18
篠塚八幡社本殿
庇部降懸魚



21
篠塚八幡社本殿
縁高欄擬宝珠



22
篠塚八幡社本殿
身舎内法長押金具痕跡



20
篠塚八幡社本殿
柿葺屋根の軒付損傷部分
(背面北側面)

坂本第六社本殿

第六社 戸塚区戸塚町三六九三

(所在地 戸塚区上矢部町字坂本二九六九)

『新編相模国風土記稿』によると、坂本第六社は小名坂本の鎮守と記す⁽¹⁾。祭神は面足尊・惶根尊二神を祀る。現在、本殿は拜殿後方の覆屋内に建つ。現在の拜殿と覆屋は昭和の建築と認められ、昭和五十九年(一九八四)に屋根を葺き替えたことを記念碑に記している(写真2)。なお記念碑は覆屋を本殿と呼ぶが、内部安置の社殿が本殿である。

坂本第六社本殿は、覆屋内に南面して建つ総檜造の一間社流造で、屋根は一文字鉄板葺である⁽²⁾(写真1～4)。

正面および両側面に巡らした切目縁は腰組で支え、正面に五級木階と浜縁を備える。身舎の正面柱間は三尺、同側面柱間は二・六尺、庇側面柱間は二・二五尺あるいは二・三尺の計画と思われる(図)。

坂本第六社本殿は、屋根が鉄板葺に変更されている以外は、規模はもとより基礎・軸部・組物・軒・造作などの建築各部および裝飾細部に至るまでほぼ篠塚八幡社本殿と同じである⁽³⁾(写真5～15)。特に建築裝飾である彫物に彩色痕跡を留める度合いが他の二社より多く(写真7・8・10・11)、この本殿もまた建築当初から覆屋に守られてきたことをうかがわせる。また、坂本第六社本殿に関する棟札記録は確認できなかつたが、御神体を安置する茵の中央に「奉納第六天神宮」、東脇に「文化七年庚午□□」、西脇に「菊月仲七日文化七年」の墨書が認められた。したがって坂本第六社本殿は、篠塚八幡社棟札および松尾神社棟札写が伝える寛政十三年(一八〇一)二月六日議定、文化元年(一八〇四)七月二十三日伐木、同三年正月二十六日新初、同四年六月十九日上棟、同年同月二十五日遷宮に相当する本殿で、河内長左衛門智英を棟梁とし河内吉左衛門豊久と江戸の彫工石川藤吉郎豊信が関与した建築と考えることが妥当である。本来の屋根は篠塚八幡神社本殿と同じ二重軒付(蛇腹なし)の柿葺であつただろう。

このように坂本第六社本殿は、小型の一間社流造であるが裝飾性の高い総檜造の

贅沢な建築である点、松尾神社・坂本第六社と同時に造営が進行したと考えられる点、造営に鎌倉の名門大工家(河内家)と江戸の正統的な彫物大工の関与が考えられる点、建築当初から覆屋内に安置されてきたために基礎から屋根まで創建時の遺構をほぼ留める点、三棟の本殿の中で彩色残存度が最も高い点、が貴重である。(大野敏)

【注】

(1) 坂本第六社の名称は『横浜の近世社寺 1 神社編』(横浜市教育委員会文化財課一九九一年)の「第六社」の記載を参照し、上矢部地区にもう一件同名神社があるため坂本第六社とした。なお、篠塚八幡社棟札は「坂本第六天宮」・松尾神社棟札写は「坂本第六天社」、『新編相模国風土記稿』は「第六天社」、文化三年茵銘は「第六天神宮」文久三年扁額は「第六天神」、『神奈川県近世社寺調査報告書』(神奈川県教育委員会、一九九三年)は「第六天神社」とし、神奈川県知事所轄の宗教学人名簿は「第六社」とする。

(2) 屋根は裏甲までは檜の当初材で、その上の屋根下地を改修して一文字葺鉄板で覆つたらしい。棟は頂部を塞ぐ簡易な形式で、鬼板・千木・勝男木などは備えない(3) 身舎側面と背面の内法長押と切目長押間は半長押を配して横板壁とし、外面に透かし彫を大羽目とする。彫物にはわずかに彩色痕が認められる。脇障子にも透かし彫をはめ込む。なお、背面腰下は檜の一枚板羽目とするが外面に彫物は取り付けない。

庇柱は頂部を虹梁状頭貫で繋ぎ、庇柱と身舎柱は海老虹梁で繋ぐ。庇柱は唐戸面取の角柱で、庇柱頂の木鼻は前方に唐獅子、側面に猿の彫物を懸鼻とする。庇組物は連三斗組で内側に手挟を組む。中備は組物間全体に竜の厚肉彫を配し、もはや臺股とはいえない形状となる。彫物の彩色は比較的よく残る。

海老虹梁は尻が大きく跳ね上がる形状が特徴である。手挟は籠彫で彩色が比較的よく残る。海老虹梁形状と手挟の籠彫は、篠塚八幡社本殿とよく似ている。

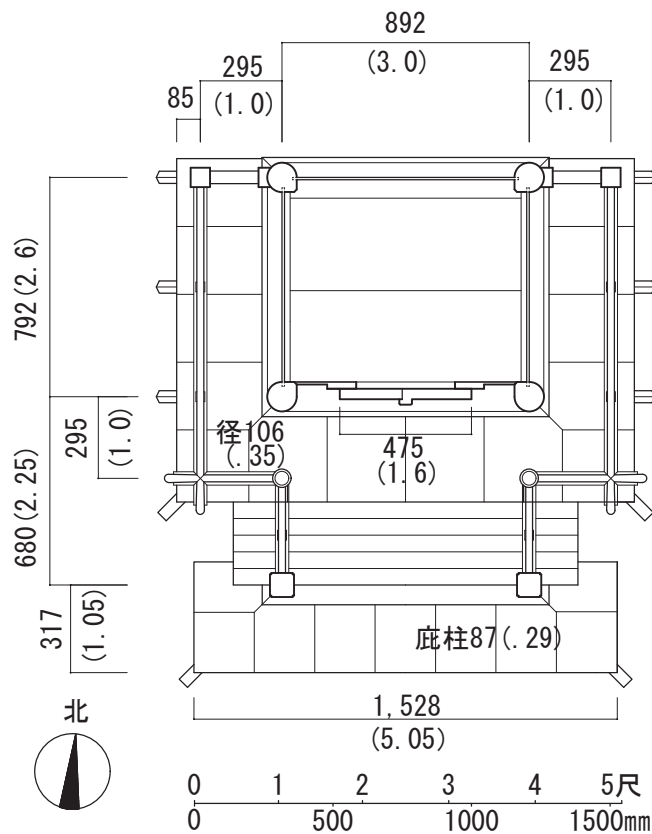
身舎組物はお組で、小天井板に彫物は施さない。手先の斗に絵様削形付実肘木を直接組んで、桁行は軒桁、梁行は妻虹梁を受ける。中備は臺股を配す。

身舎の正面と側面に跳高欄付の縁を巡らし、正面は登高欄付の五級木階を設け、跳高欄と登高欄の交差部に擬宝珠柱を立てる。切目縁は指肘木と持送りによる腰組で支える。指肘木の先端は絵様刳形を施し、持送日も絵様刳形を施す。

身舎柱は長押と貫で繋ぐ。正面は内法長押と縁長押に半長押を取り付け、中央に両外開きの板扉を吊り込む。扉は上下に端嵌付で召し合わせに定規縁を備える。扉脇は方立柱と小脇板を備え、小脇板外面を透かし彫で飾る。松尾神社本殿の小脇板前は鯉の滝登りモチーフであるが、ここでは篠塚八幡社本殿同様に花卉（菖蒲）とする。

妻組は虹梁大瓶束形式で、大瓶束両脇に大ぶりの笈形を備える。笈形・臺股の彫刻・木鼻彫物や絵様は赤色または白色（緑青下地か）の塗装痕が認められるので、総檜造の彫物部に限り彩色していたと思われる。

破風板は拝懸魚（写真12）と降懸魚（写真13・14）を備え、庇部にも降懸魚（写真15）を備える。懸魚は猪目懸魚と鰯懸魚と雁股懸魚の合成形式といえ、鰯は付かない。六葉と菊座は標準的な形式である。拝懸魚の形状は『河内家文書』の「文化三年寅四月上ヤベ（上矢部）松尾大明神社懸魚用」の拝懸魚・六葉菊座原寸図によく似ている。



寸法は実測値mmで記載し（）に計画尺を示す

図 坂本第六社本殿平面図

1 坂本第六社拜殿 正面全景



2 坂本第六社 改修記念碑
(昭和五十九年九月)



3 坂本第六社本殿 正側面全景



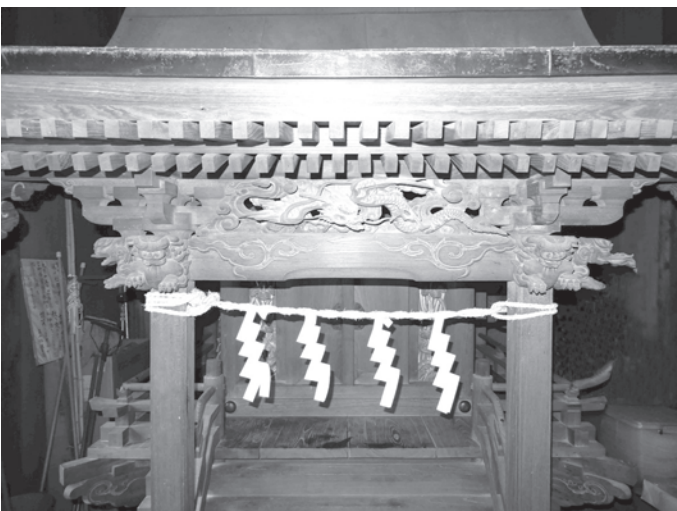
4 坂本第六社本殿 鉄板一文字葺屋根の詳細



5 坂本第六社本殿 背側面



6 坂本第六社本殿 正面庇詳細





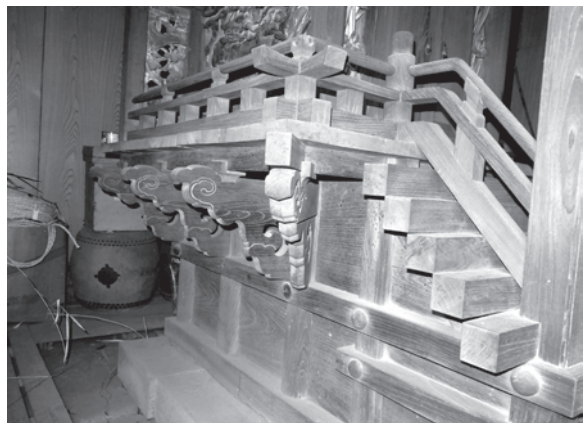
8 坂本第六社本殿 庇の海老虹梁・手挟と身舎組



7 坂本第六社本殿 正面庇 虹梁と中備の見返し



10 坂本第六社本殿 身舎正面扉



9 坂本第六社本殿 庇の木階および登高欄、身舎の跳高欄付縁



12 坂本第六社本殿 妻飾懸魚(西側面)



11 坂本第六社本殿 身舎中備および妻組(西側面)



14 坂本第六社本殿 降懸魚



13 坂本第六社本殿 拝懸魚



15 坂本第六社本殿 庇の降懸魚

松尾神社本殿・篠塚八幡社本殿・坂本第六社本殿が揃って 残ったことの意義

松尾神社本殿棟札写と篠塚八幡社棟札は、上矢部村内の三つの小名（上村・篠塚・坂本）における各々の鎮守社再建造営が同時進行したことを伝える点で大変興味深い。この再建造営事業を伝える証として、各社とも本殿だけが当時の建築遺構を留めている点は、当初から雨覆（覆屋）に護られてきたこと、および歴代の氏子により大切に継承されてきたことを物語る。

あらためて三棟の本殿を通覧すると、いずれも総檜造の一間社流造で、社殿全体に彩色付の建築彫刻を配し、華やかに飾っていた。屋根は一棟が改修されているが残り二棟から判断して柿葺であったろう。そして三棟のなかで、規模、組物形式、屋根軒付の上等な仕様、建築装飾への徹底的なこだわりにおいて、松尾神社本殿がやや格上と認められる。一方、同規模・同形式で作られた篠塚八幡社本殿と坂本第六社本殿は、松尾神社本殿に準じて計画されたものの、規模・組物・屋根軒付・装飾において若干抑え気味に造る。すなわち上矢部村の隣接する三小名において、同時期に同じ工匠に造営を依頼し、その建築に若干の差異が認められることは、各地域の規模や相互関係が反映されていることがうかがえる。そのため横浜市の近世後期寺社造営の実態を伝える存在として、三社の本殿すべてが継承されていることが極めて重要なのである。

（大野敏）

【参考文献】

横浜市文化財総合調査会近世社寺重要遺構調査団編『横浜の近世社寺建築 1 神社編』

（横浜市教育委員会文化財課、一九九一年）

神奈川県教育庁生涯学習部文化財保護課編『神奈川県近世社寺建築調査報告書』（神奈川県教育委員会、一九九三年）

伊藤龍一「関東の彫物大工の系譜と幕府彫物大工棟梁高松家」（『日本建築学会計画系論文報告集』四一四、一九九一年）

謝辞

本書の作成にあたり、左記の社寺及び機関の方々にも多大なる御協力を賜りました。深く感謝の意を表します。

篠塚八幡社（戸塚区）

大本山總持寺（鶴見区）

第六社（戸塚区）

東漸寺（磯子区）

宝生寺（南区）

寶林寺（南区）

松尾神社（戸塚区）

神奈川県立金沢文庫

共立女子大学

大本山總持寺宝蔵館嫡々庵

玉川大学教育博物館

横浜市歴史博物館

（敬称略・五十音順）

横浜の文化財 二十九

— 横浜市文化財調査概報 —

令和七年三月発行

編集・発行 横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課

電話 〇四五―六七―三二八四

印 刷 山王印刷株式会社